

第 65 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 22 年 8 月 4 日(水) 13:30 ~ 17:50

場所 逆瀬川アピアホール

伊藤 定刻となりましたので、これより第 65 回武庫川流域委員会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただきます事務局の伊藤です。よろしくお願いいたします。

本日は 18 名の委員にご出席をいただいております。茂木立委員、伊藤委員、岡委員、酒井委員の 4 名の委員の方は、所用のために欠席されております。また、奥西委員は遅れてこられる予定です。定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告します。

なお、本日の委員会につきましては、公開という形にさせていただきます。

それでは、お手元の資料を確認させていただきたいと思っております。

まず、第 65 回武庫川流域委員会次第、裏面が配付資料の一覧でございます。次に委員名簿、次に行政出席者名簿でございます。次が座席表になります。続きまして、資料 1 第 106 回運営委員会の協議状況、資料 2 第 60 回～第 64 回流域委員会における審議結果の整理表(案)、資料 3 - 1 武庫川水系河川整備計画(原案)等の 7 月 28 日時点修正案に対する委員意見書の整理表、次に資料 3 - 2 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文案(7 月 28 日時点)とこれに対する委員意見の整理表、次に資料 3 - 3 武庫川水系河川整備計画(原案)(7 月 28 日時点)修正案、資料 3 - 4 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】(7 月 28 日時点修正案)、資料 4 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その 6)、資料 5 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書の整理表(第 60 回以降分)、資料 6 住民からの意見書となっております。

傍聴の方で、前回までの流域委員会の資料の必要な方がいらっしゃいましたら、受付でお渡ししております。

委員の方には一部カラー印刷した資料をお配りしておりますが、傍聴者の方には全て白黒印刷したものをお配りしております。随時スクリーンカラーでの映像を映してご説明を進めさせていただきますので、スクリーンとお手元の資料を見比べながらの傍聴をお願いします。

あと、傍聴される皆様にお願いがございます。傍聴者へのお願いという用紙をご覧ください。

発言、議事録、写真撮影については、記載の通りでございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

3 点目の写真撮影についてですが、委員会の活動状況を記録に残すため、カメラによる撮影を行っています。公表する目的ではなくて、内部の記録用に撮影するものです。基本的には、皆様の個人が特定されるような写真の撮り方はしないように留意したいと思いますので、ご了解いただきますようお願いいたします。もしどうしても了承できないという方がおられましたら、申し出て下さい。

それでは、次第の 2 番目の議事に進めさせていただきたいと思います。議題は、(1) 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等の審議、(2) その他です。

広報では 17 時 30 分終了とお知らせしておりますが、審議の内容によっては延長させていただく場合もございますので、ご了承下さい。

議事につきましては、松本委員長に進めていただきたいと思います。それでは、松本委員長、よろしくようお願いいたします。

松本委員長 只今から第 65 回武庫川流域委員会全体会の審議を始めます。大変お暑い中、関係者の皆さん、委員の皆さん、そして傍聴者の皆さん、ご苦労様でございます。

当委員会も、1 月以来とうとう真夏に突入しまして、原案に対する論点の審議も順調に進んで、うまくいけば本日で論点の審議を一巡できるのではないかという見通しを持っております。本日から、8 月の猛暑の中でございますが、8 月 26 日の運営委員会まで、3 週間余りで 2 回の全体会、3 回の運営委員会を設定して、委員会としてはねじり鉢巻きで原案審議の大詰めへ向けての審議を進めようとしております。さらに、9 月 16 日までに運営委員会 1 回、全体委員会 2 回という日程を設定しております。できることならこの中で原案の答申を取りまとめる方向へ向かいたいというように進んでおります。真夏、大変な時期でございますが、ひとつよろしくようお願いいたします。

では、本日の議事を進めるに当たりまして、議事録、議事骨子の署名人の確認をさせていただきます。本日は私と、谷田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、まず議題に入る前に、先般 7 月 28 日に開催しました第 106 回運営委員会の協議状況、資料 1 をご報告し、本日の議事の進め方のご提案にかえさせていただきます。

資料 1 に記載してありますように、この運営委員会では、これまでの審議の経過について整理をいたしました。その結果、後ほどご説明します資料 2 にありますような論点審議の整理結果を取りまとめ、これまで論点として積み残している課題についても、別途進めている原案に対する修正加筆の作業との整合性を図って、修正加筆のところで処理するべ

きものはそのように振り分け、なお委員会での論点審議が必要であるものについては、その整理を改めて行いました。また、修正加筆の作業につきましては、県から新たに提出された修正対応の案文を踏まえ、新たに修正が必要であるという意見を整理して、それに対する県の対応を促すというような作業を進めました。これは後ほど資料 3 - 1 から 3 - 4 にわたってご説明をしたいと思います。

3 つ目は、本日の委員会の審議の進め方でございますが、本日は、論点項目のうち、5 番目の環境対策に関する論点から議論を始めまして、6 番目の推進体制に関すること、7 番目のその他、そして論点項目の整理の 1 に戻りまして、整備計画並びに推進計画の原案の位置づけ、あるいは構成等に関する論点を議題として議論をしたいと思います。これによって 1 回目の論点審議がほぼ一巡することになります。

論点審議に関しましては、これまでに各委員から提出されている意見書、あるいは新たに追加された意見書を踏まえて、各委員から発言を求めて議論を行い、さらに一層の論点の整理を進めていきたいと考えております。これが運営委員会での主な審議の中身でございます。

個別の論点の課題に関しましては、協議状況の(3)に記載してありますように、1 つは、前回の委員会で議論をしました潮止堰の撤去に伴う試験転倒についての審議に関しましては、前回この点に関しては審議をかなり深めたということで、試験転倒を行うことについては整備計画の中には特に記載をせずに、この問題に関しては審議は終了したものと取り扱うということになりました。ただ、大きな課題であるアユの遡上環境に関連して、潮止堰の撤去が行われるまでには相当の時間がかかるということでございますので、その間にアユの遡上並びに降下の実態をより深く掌握していくために、潮止堰を実態調査に活用していくということについては、可能な限り追求すべきではないかという議論になりました。従いまして、これらのことにつきましては、天然アユが遡上する川づくりの項目の原案の修文を検討するということで対応しようということになりました。また、地球温暖化に伴う海面水位の上昇に伴う新たな災害への対応につきましては、本日の環境の論点項目で議論したいということになっております。さらには、前回県の方から報告があり、傍聴者からもご意見をいただきました青葉台付近の下流掘り込み区間の改修計画に関しましては、運営委員会で、県が策定した計画、さらには比較検討した計画の説明を詳細に伺った上で、この取り扱いについて今後審議していくということにさせていただきます。原案に関して必要な修文もあわせて検討していくということになっております。論点項目の中

で、大きな積み残しになっております既存ダムを活用にしましては、次回の流域委員会以降に再審議を行うということで、取り扱いを決めました。

以上が運営委員会の協議状況の主な内容でございます。個々の問題についての意見は、協議状況の資料に詳細に記載しておりますので、ご参照下さい。

ということで、本日は、まず修文内容の整理した報告、2つ目には、論点審議の整理結果の報告、それを終わった後、本日のテーマとしている論点審議に入りたいということで、これに関してご意見があるようでしたら、お伺いいたします。

特にないようですので、そのように進めさせていただきます。

では、議題1として、河川整備計画原案等の修正加筆、いわゆる修文についての整理についてのご報告をさせていただきます。資料3-1から3-4にわたって、これまでの修正意見に対する県の修正案並びに修正についての考え方が整理されましたので、これについて事務局の方から説明をしていただきます。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 私の方から資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4の内容について説明をさせていただきます。

まず、資料3-1、武庫川水系河川整備計画(原案)等の7月28日時点修正案に対する委員意見の整理表というタイトルのものがございますが、第106回運営委員会、7月28日に行われた運営委員会でございますが、ここの場で、県から前回お示しさせていただいた7月12日時点のものに、さらに県の修文の考え方、各委員から出された意見書に対する考え方を追加したものをご説明させていただきました。本資料は、この時の説明資料に対する意見照会において、各委員から提出のあった修正に関する意見書を整理したものでございます。

整理表では、委員ごとにI、II、IIIとありまして、Iが県が示した修文案について再修正が必要か不要かという設問でございます。IIが、県が修文なしとした項目について、修文が必要か不要か、IIIが、新たな修文意見を追加するかしないかということをお聞きしまして、それぞれ回答をいただいております。その内容の一覧になっております。

続きまして、資料3-2、武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文案(7月28日時点)とこれに対する委員意見の整理表というA3横長の資料でございます。こちらにつきましては、各委員から出された修文に関する意見、さらには審議結果の整理表、本日の資料2の中で修文対応という記載になっているもの、さらに県の自主的な修文などをまとめた整理表でございます。

資料は論点項目ごとに整理してありまして、表の左から修文意見、それに対する県の考え方、修文の有無、及び修文ありとしているところにつきましては該当ページ、一番右端に整理状況という表になっております。7月12日時点の修正案とこれに対する委員意見として整理しました前回第64回流域委員会で資料として提出したものに、新たに追加されているところを赤字で記載しております。右側の欄で、県の考え方で未となっている箇所については、今後の修文作業の中で順次埋めていくこととしております。

整理状況につきましては、表の見出しの下のところに、注意書きでA、B、C、D、Eと区分しております。Aにつきましては、県の修文案に対して意見がないということで、済みという区分、Bにつきましては、県が対応を検討中という区分、Cは、論点審議済みであるが、再審議が必要という区分、Dは、論点審議がまだ終わっていないという区分、Eについては、取り扱い未定という区分になっております。この中で、Aにつきましては、県の修文案に対して意見がなかったということで、資料の中は網かけを行っております。この資料の右側から2つ目の列で修文の有無という欄がございますが、赤字で「あり」と記載のあるものについて、今回7月28日時点の修正案になりますので、こちらの該当箇所については、資料3-3、資料3-4に赤黒で見え消しをしております。

資料3-3、資料3-4につきましては、整備計画の原案、総合治水推進計画県原案の修正箇所の該当ページだけを抜粋した資料となっております。7月28日時点で修正したものが赤字で、7月12日時点、前に修文としてお出しした分については青字にかえております。黒字が原文で、青字が12日時点、赤字が28日時点という資料になります。

資料3-2の整理表に反映している内容としましては、審議結果の整理表の第63回までの修文関係のところに加え、第64回、前回の流域委員会までに提出いただいた論点に関する意見書の中から修文に関する事項、さらに第104回運営委員会、第63回流域委員会までにご発言いただいた修文に関する事項についても整理をしております。

以上でございます。

松本委員長 今のご報告について、何かご質問、ご意見がございましたら、伺います。

修正加筆に関する詳細な点検は、19名の委員の方から、資料3-1で表記しましたようにご意見をいただいております。これを念頭に置いた上で、今後運営委員会で1つ1つチェックをして、なお議論が必要なものとその場で県に再対応を求めるものとこれで修正終了とするものとの整理をしていきたいと思っております。詳細についてはそういうところで行いますが、今の段階で何かご意見があれば伺います。

特にご意見がないようですので、この後、運営委員会等でその作業を進めますので、本日以降、さらにお気づきの点があれば、運営委員会に向けて意見をお出しいただくようお願いいたします。特に運営委員会にご出席されない方については、ご意見があれば、運営委員会にその旨ご意見をお出しいただくようお願いしておきます。

2 つ目、論点審議の整理表、資料 2 についてご報告したいと思います。

今報告いただきました原案に対する修正加筆、いわゆる修文作業の資料 3 の表と連動させた方がいいだろうということで、特に具体の修文対応のところまで話が出ているものについては、先程の資料 3 の修文対応表の中に組み込んでいって、それに対して県の修文対応を求めることにして、その結果でまた対応しようということで、この論点審議の結果では、網かけをして終了の扱いにしました。真ん中の以降の論点で審議することとしている事項に関しましても、修文対応の中で取り込んでいるものは論点審議から修文対応の審議に振りかえていくということで整理をしていった結果、網かけ部分が大変増えたということでございます。言いかえれば、修文対応に振ったものに関しましては、原案の具体的な修正加筆の中で対応していこうということで、その背景、議論等については一旦収束させていいのではないかと判断した部分でございます。

ただ、網かけになっていない部分で、特に真ん中の以降の論点で議論する事項になっている項目で白で残っていることについては、今後どのようにこの議論を詰めていくかについてさらに検討した上で、全体委員会での審議が必要であろうということで、現時点では審議課題としておいてある分でございます。

そういうように見ていただきますと、論点として先送りしてきたものについても審議を終了させたことや、あるいは具体の修文対応の中で対応していこうというものがたくさん出てきていることがわかる表になっております。今後は、この整理した表に基づいて、どのようにこれからの審議を進めていくか、さらに運営委員会で協議し、次回以降の論点審議にゆだねていきたいと考えております。

以上が、資料 2、論点審議の整理表についてのご報告でございます。

これについて、ご質問、あるいはご意見がございましたら、お伺いいたします。

特にないようですので、これは承認されたものとして扱わせていただきます。

では、3 つ目の議題として、本日の論点の審議でございます。冒頭申し上げましたように、論点整理の 5 番目、環境対策に関する審議、6 番目、推進体制に関する審議、7 番目、その他の項目についての論点審議、そして 4 つ目には、論点項目整理番号 1 の整備計画等

の位置づけあるいは構成等に関する審議を順次進めていきたいと思えます。

まず最初に、環境対策に関する論点についてのご発言を求めます。ご発言に関しましては、本日のお手元の資料 4 で新たな意見書が 5 名の委員から出ております。これは追加意見でございます。既にこれまでの審議の中でたくさんの意見が出されておりました、全体委員会での審議をしていない意見書もございますので、それらをあわせて参照しながら、ご発言いただければいいかと思えます。どなたからでも結構ですから、ご発言をお願いします。

では、まず追加意見書の 1、村岡委員から環境にかかわる論点についてのご発言をお願いします。

村岡委員 最初に出ておりますので、私から意見を述べさせていただきます。意見書の通り、2 つ話題を準備しております。1 つは、天然アユが遡上する川づくりのところ。これから説明します。

天然アユが遡上する川づくりにつきまして、原案 60 ページのところに関連してきます。整備計画原案の 60 ページですが、(3) 天然アユが遡上する川づくりのところに書かれている数行の文章を以下のように修文するべきであるという意見です。資料のところは赤と見え消しでもってあらわしておりますが、少し読んでみますと、「このため、現在、アユの現存量、産卵場、天然アユの遡上、仔アユの降下等の生息実態調査を実施している。今後、潮止堰の撤去を前提としてより効果的な調査の実施を視野に入れ、調査の結果を踏まえて、移動の連続性や、産卵場および稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、関係機関や地域住民の参画と協働のもと、その実施に取り組んでいく」と、このように修文を希望いたします。

この理由は、潮止堰を撤去することが前提になっておりますので、その可及的速やかな実施を踏まえまして、堰を一時転倒すると、色々リスクが生ずるということがこれまでわかってきましたので、そのリスクの発生に配慮しながらも、一時転倒の効果、そのテクニックを視野に入れて有効なアユの調査をできるだけ早くしたいと、こういう願いを持っているのは関係者全員であろうという理由でございます。これが 1 つ目の修文の希望点です。

2 つ目は、健全な水循環の確保ということで、原案の 54 ページ、第 4 章に相当する部分で、3 健全な水循環の確保というところで、(1) 保水・貯留機能の保全、(2) 地下水涵養機能の保全の 2 つの事項を載せていただいております。もちろん、この 2 つにつきましては、私もこの通りであって、ぜひ進めていただきたいと思うわけですが、元々健全な水

循環という立場から考えますと、一体武庫川流域の健全な水循環についてどこまで現在わかっているのかということを考えると、余りデータを見たこともありませんし、何をもちょうといった保全を行ったときの効果を比べるかという、その基礎になるような水循環の機構がわかっていないのではないかとということで、3つ目に次のようなことを加えて欲しい。つまり、(3)流域の水循環機構の解明と、水循環機構を解明することが大事だということです。

文章としましては、「健全な水循環の確保のための保全事業を含む将来の治水・利水・環境の総合的な計画のため、流域の水循環機構の解明を行う」ということです。

この3つ目を挙げる主な理由としまして、健全な水循環という概念につきましては、概念という形では既に我々も提言書で書いてきましたし、多くの関連する資料があると思います。元々河川法が新たになった1997年、それ以前から健全な水循環の確保ということが一つ改正のきっかけとなった原因として考えられると思います。1994年に、環境政策大綱にそのことが書かれておりますし、それ以降2003年に、関連省庁の連絡会議でもって「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」という検討報告が出ていることも事実であります。最近はこの健全な水循環がどのように取り扱われているかということ、一番中心になっているのは、水制度改革国民会議というのがありますが、その中で水循環改革大綱というものをつくっていきこうという動きがあるということです。

ただ、これも私が感ずる限り、そう簡単なことではありませんが、とにかく水循環というものについてある対策をとろうというのに、その基礎になる流域の水循環機構そのもののデータがない、あるいはまとまった考え方がないというところは、大変抜けている点ではないかということなのです。

そういうことで、原案のところ、健全な水循環の確保ということにつきましては、第4章だけではなくて、第2章、第3章にも水循環のことを書いていただいておりますが、考えてみると、この場合武庫川流域ですが、武庫川流域を単位として、全体として水循環がどういようになっているのかということがはっきりわかっていないということです。

ただ、部分的に、治水計画のために流出モデルとかいようなものはありますが、あれは必ずしも水循環の機構を解明するという目的でもないし、またそこまで深く切り込んだモデルでもない。流出モデルですから、色々な水文資料に基づいて流出モデルを組んで、タンクモデルとかキネマティックモデルとか色々ありますが、ああいったものをもって、要するにどれだけ流出してくるかという治水計画のためのモデルであって、全体をとらえ

て、なおかつそれを大きな支川ごとに分割していくと、羽束川流域とか有馬川流域とか、そういったところで水がどのようなところを流れて、どれだけ貯留されていてといったような解析なり調査なりをしておかないといけないと考えます。

また、私が提案している 3 つ目の流域の水循環機構の解明というのは、何も物をつくるということのためでもありませんし、ある数値目標を上げないといけないということではなくて、今まである概念をはっきりさせるというようなことです。これを整備計画の期間 20 年の後で行う必要は全くなくて、できるだけ早い時期からこれを行っていくことが健全な水循環づくりの事業計画を立てるときの基本に役立つだろうということで、今すぐにもやれることではないかと考えて、提案する次第でございます。

松本委員長 今、健全な水循環の機能の確保と天然アユ、魚類の生息環境の 2 つについて出されました。私の順番の判断ミスで、この問題に関しては、まだ他の委員からもございますが、環境の問題では、環境の 2 つの原則にかかわるところについての論点が何人かから出ていますので、そこから入って、その延長線上で水環境の問題あるいは正常流量、魚類、景観等々の個別の課題を議論していくのが至当かと思えます。少し手違いで申しわけございませんでしたが、今の村岡委員のご意見は念頭においてもらって、後ほどあわせてもう一度議論させてもらいますので、順序を途中で入れかえさせてもらいます。

ということで、今日の意見書では、3 番目に浅見委員の方から生物環境全般にかかわる環境原則と実際の河川整備に関して意見が出ていますので、まず浅見委員の話を伺いたいと思います。

浅見委員 この意見書、裏と表丸々 2 ページにわたりまして書いておりますが、そもそもこの意見書の基礎として持っておりますのが、この原案の中に 2 原則について具体的に記述されて、こういうことを実行していきますよと書かれていることを非常に高く評価している、評価した上での意見だということをお頭申し上げておきます。

これまでの委員会の所々の環境への意見、あるいは傍聴者の方の意見、アンケートなどを見ていますと、ちょこちょこっと環境について大丈夫、これでいけるのかなという疑問が出てきたように思っております。それらの意見を整理してみますと、特に生物環境につきましては、おおよそ 2 点にまとめられるのではないかと考えています。それが箇条書きの「・」で示しましたところで、まず 1 つは、2 原則ということをお非常に高らかにうたっているけれど、これを書いただけで、実際に改修を進めていく中で実行されていくのかどうかという疑問があったのではないかと考えています。そしてもう 1 つ、この 2 つの原則と言

っているけれど、これだけでは足りなくて、戦略的な環境影響評価が必要なのではないかと
という意見もちらほらと出ていたのではないかと思います。

このような意見を踏まえまして、もう一度もとに戻って、2つの原則を実行力あるもの
とするには、この整備計画段階で一体何を確保しておくべきかというのを整理し直しまし
た。これが下の丸つき数字で書いております3点です。

まず、戦略的に環境影響評価、あるいは2つの原則をしっかりと進めていくためには、
定量的な評価、特に生物の生活空間というわけのわかったようなわからないような言葉で
表現したものを具体的に定量的に評価すること、そしてあれもこれもと全ての種について
対策を立てるのではなくて、きちんと対策を立てて効果のある種に絞って対策を立ててい
きますよという、その対象種を抽出すること、これが重要ではないかと思っています。こ
の点につきましては、一応専門検討会において色々と議論を重ねてきた結果に基づいてお
り、評価に問題はないのではないかと考えております。

また、「ひょうごの川・自然環境調査」というのは、水系全体をくまなく調査している
という点で、それこそ文字通り戦略的に水系全体でここを整備するから、ではこっちをよく
しようねとかいうことを考えられるということで、内容的に他の行政などに比べましても
先行して、戦略的に評価ができる内容になっているのではないかと考えております。

ただ、色々な意見が出てきた背景としましては、せっかくこれだけの定量的な評価を実
施しているのですが、その結果が具体的な図面なりなんなりとなってこの原案のところに
示されていないというのが、もしかしたら一つ理由としてあるのではないかと考えており
ます。

次に、確保すべき点の2点目ですが、評価は終わったとして、それだけでいいのかとい
うと、そういうわけではなくて、具体的に実現性のある対策を打ち出していかなければ、
やはり2原則をかなえていくことはできない。武庫川の生き物とか生活空間を守っていく
ことはできない。では、実現性のある対策を立案するためには、この整備計画で何が求め
られるか。ここで私は、河川対策との整合性ではないか、この一言に尽きるのではないか
と考えました。

河川対策との整合性といいますと、上はこの辺から下はこの辺まで、皆さん色々なもの
をイメージされると思うのですが、私がここで書いておりますのは、例えば干潟の創出と
いった場合、河川対策で一生懸命河床を掘削する、あるいは低水路拡幅を行っても、まだ
横断的に左右岸どちらかの側に干潟ができる十分な領域を確保できますよといったこと。

その整合性がとれているのかといったこととか、あるいは礫原の保全・再生で、スライドダウンの図面がかかれておりますが、ある程度の陸地部分を残して掘削する。かなり掘り下げなければならぬけれど、そんなに掘り下げてしまって、下流側とうまく川の流れがつながっていくのかといったような確認をもって、河川対策との整合性ということをおっしゃっております。つまり、整備計画段階でのみ検討が可能で、実施段階で対策をしようと思っても、そのときには既に遅しというレベルのものをもって、河川対策との整合性を見て欲しいなと考えております。

では、河川対策との整合性さえとれていれば、実現性のある立案が可能かということそうではない。まださらに2つほどあるかなと思っております。1つは、具体的に事業を進める上で必要な有効な対策、技術的なもの、あるいは方向性が示されていなければならない。この点に関しては、より詳細な計画案の検討というのは、まださらにかかりの時間を要すると考えられること。それから、この原案が出されて後に、第59回流域委員会資料としまして、事業実施に当たっての課題という、今後技術的に色々進めていく上で、この事業区間では具体的にこれこれの技術の点で問題だとか、課題があるとか、生物的にこの辺が問題だということのをかなり具体的に認識された上で提示していらっしゃるので、ある程度方向性は既に示されているのではないかとこのように評価しております。

そしてもう1つ、この段階で確保しておくべきことなのですが、現時点で考えられる最善の対策を行ったとしても、自然のことですので何が起こるかわからない。まだまだそれほど事例も多くありませんので、想定したようにはうまくいかないということも考えられます。ですので、改修後のモニタリングとか、あるいはその後うまくいかなかった場合、対象区域外も視野に入れて検討していきます、そこが戦略的な目で見ているところなのですよということをしつかりと述べておくことが必要ではないかと思っております。この点に関しても、順応的管理とか、あるいは代償措置といった形で既に記述とか、あるいは修文がなされているというように認識しております。

ここまでで、一応定量的な評価あるいは実現性のある対策についてある程度書かれているのではないかと考えています。

では、それだけでいいかということ、もう1点、実は地域の住民の方々、団体あるいは現場の担当者の皆さんの理解これがなければ、やはり進んでいかないのではないかと考えております。このあたりについてまだ誤解があるということは、十分な理解が得られていない、あるいは十分に理解を得られる記述になっていないのではないかとこのようにも考えら

れますので、この 2 つの原則の考え方をわかりやすく伝えるための資料というものを今後つくっていくといった旨の記述があれば、今後検討されていくことになって、この整備計画の記述としてはいけるのではないかなと思っております。

以上、これまでの意見とか、2 原則の考え方といったものを色々整理してきた中で提案されました原案に対して、では具体的にどういったところを修文していけばいいのかというのが、2 番の具体の提案という 3 つの項目になります。

まず 1 点目は、評価した優れた生物の生活空間、あるいは場合によっては配慮を検討すべき空間、この区間がすごくいいのですよとか、こっちもいいのですよというのを水系全体で一目でわかるように図示されたものが、資料として実際に提出されておりますが、原案の中には結果が示されておられません。治水対策などでは、この部分は河積が足りませんよというのが流域全体の中でわかるような図面が示されていて、やっぱりここの対策が必要なのだなということが一目でわかります。それと同じように、環境に関しても、ここはすごくいいから守っていかなくてはいけないね、少し手間暇かけようねとか、ここはすごく悪い場所だから少し注意して、配慮した方がいいねというのが一目でわかる図面を一つつけていただきたいと思います。新しくつくるというわけではなくて、第 55 回流域委員会資料に示されている図面で構いませんので、それを何らかの形でここに入れていただけないかなと思っております。

可能ならば、それと河川対策の施行場所、生物の環境の側から上がってきたいい場所、悪い場所と実際に河川対策を行う場所を重ね合わせて示されれば、見る方たちも自分のところの地先なのかどうなのかということがわかって、理解しやすいのではないかと考えております。そして、もし図を追加される場合には、わかりやすく伝えるための修文も同時に検討されてはどうかと思います。

次に、2 点目ですが、地域や現場担当者の理解を高める、よく理解してもらうためにわかりやすい解説資料等を作成することに関して何か記述されてはどうかということをご提案したいと思います。具体的にこの中でもっとわかりやすい資料をつくって、原案に資料をつけるという考え方もあるとは思いますが、わかりやすい資料をつくる、それだけでも大変な時間を要すると思いますので、原案に対する修文としましては、そういった資料をもしつくられるというように決定されるのでしたら、つくりますよという記述を追加されてはどうかということをご提案します。

3 点目、河川対策との整合性は、私の方で何度か意見を申し上げたことなのですが、一

応こういうように整合性を確認して、いけますよという文をどこかのところに、一文でも構いませんので、整合性がとれているならそれはそれで、どういう点について着目したのだということを記述していただければわかりやすくなるのではないかと。あるいは、後々の方がどんな点に留意して対策案を立てていけばいいのか、その方向性が見えやすくなるのではないかとという意味で一つ提案させていただきました。

田村委員 少し確認と、浅見委員にお尋ねしたいのですが、環境のところの書き方というのが2原則、これは私も当然大賛成なのですが、流域内に残る優れた生物の生活空間の総量を維持するという、もう1つは流域内で種の絶滅を招かないということで、特に下流域に関しましては、健康診断図でもどちらかということと水温が高くて、生物の生息が困難な過酷な状況の川だという前提で、生物の多様性の回復が図りにくいというような評価があったかと思うのです。どうもこの2原則というのが、中流の武庫川峡谷で新規ダムをつくっていくということが頭の中にあるとして、それで2原則というのをきっちり決めて、流域の中で色々なことを担保していこう、あるいは担保できなかつたら、それに対する代替手段を講じようというようなところが主眼でできているのではないかなと少し思ったりしています。

私たちが求めているのは、昔、アユがどんどん遡上したり、ウナギシラスが上がったり、あるいはハゼがどんどん釣れたり、水質はそんなによくなくても、今以上に豊かな川の環境があったと思うのです。それを早く取り戻したいというのがもう一つの主眼なのです。そういったことに対して、今の第3節の文章でいいのかどうか。それに関連するところといたしますと、原則1の流域内で種の絶滅を招かないという中で、ここでいう「種」とは、本来、武庫川水系に生息・生育する在来種を指すとあるのですが、この辺の意味合いが私もよくわからないのです。もう少しこの辺は言葉を足すなり、川の普通の環境、豊かな環境を今から目指していくのだ。それに対して県も沿川の流域市民も、あるいは行政も力を合わせてやるのだというところで、修文に追加できればと思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

浅見委員 今のは、多分結果が十分に伝えられていないというところで、私のこれまでの説明が不足だったということと、河川管理者には結果の図面として2つの部分をしっかりと載せていただきたいなと思いました。

田村委員のご心配は、優れたものについては十分評価しているが、なくなってしまった、あるいは危機的な状況にあるものについてどうなのだという事ではないかと思えます。

私は手元に第 55 回の 2 原則の資料を用意したのですが、こういう図面を入れて下さいと書いた 51 ページの資料というのは、優れた結果がこんなように、これは武庫川流域の図で、河川が青の細い線で示してありまして、太く青で示している場所は優れた場所ですよということなのです。実は、この後ろに配慮すべき空間というのが評価されていて、それは配慮しなければいけないから危険性が高いということで、赤色を主体につくった資料が続いております。

例えば、水質とか、その次の視点 2 流れの分断というのを見ますと、下の方に赤の楕円がかいてあります。連続性が途切れている部分というのは、流域内多々ありますが、その中でも仁川の合流とか河口のあたりとかというのは非常に分断の問題が大きい。逆に分断について改善していこうとすると、その赤の楕円で示した部分から改善していくと効果が高いですよというのを示している図なのです。

あるいは、次の視点 3 水辺の改変ということで、河口のあたりに青い星印が小さく横に入っているのですが、このあたりというのは、特にコンクリート護岸の率が高くて、非常に改変されてしまっている。だから、その部分を改善すると、より生き物が戻ってくる可能性が高いですよ。重点的にやることで、武庫川水系の生き物とか、環境をよくする効果が高いですよという場所を示しているのです。

というわけで、いい場所を図面に示すとともに、改善することで武庫川水系の自然環境、生物環境をより効果的によくできる場所というのがこの中で抽出されておりますので、その部分を一つの図面の中に示すことができれば、今のようなご意見というのも少しは緩和されるのではないかと考えています。

その点に関しましては、原案の 55 ページの (1) の 10 行ほど上、なおという段落がございまして、なお、河川整備を実施する箇所以外においても、水系内には配慮を検討すべき生物の生活空間があることから、動植物の生活環境の向上に向けて、住民とも協力のもと、可能な限り改善に取り組むという一文が入っております。その後、これはたしか河川管理者の方からさらに修正が入っているのではないかと思います。今、その分については手元にないのですが。

本来ですと、この計画というのは、事業実施区間についてのみ記述するものかというように思っていたのですが、それだけに着目していたのでは、武庫川水系の環境はなかなかよくなるからということで、このなお書き、実施区間以外でも重点的にやっていきましょうという文が、多分修文でなされたのではないかなと思います。できれば、その文が

今示されると……。

赤で、重点化を図りつつ、優先順位の高いものから改善に取り組むということが書かれておりまして、これが多分田村委員のおっしゃる、昔あったけれど、今悪くなっているのを何とかしてもらえないのかという記述に相当する部分ではないかと思います。表現がまだわかりにくいということでしたら、このあたりの部分の修文になるかと思います。いかがでしょうか。

田村委員 了解しました。

そういう意味で、先程のアユの件に関しましても、いわゆる整備区間での記述と整備区間外をどうするのだというような記述があるのかないのか、よくわからないところがありまして、その辺の脈絡はもう一遍よく整理して、よりわかりやすい表現にすべきかなと思っております。ありがとうございました。

中川委員 2原則につきましては、2月の意見書で既に意見、それから具体の修文の提案も出させていただいて、それがフィードバックされた形で今の議論にもつながっているだろうと思っています。

基本的には私も、浅見委員がおっしゃられたように、この2原則をはっきりとこういう形で位置づけていることは、2月にも申し上げた通り、高く評価しております。その上で、あえて2月にも意見を出させていただいたのですが、基本的に再修文の意見は出しておりません。というのは、出させていただいた内容で了解しております。

少しだけ補足をさせていただきたいのは、第60回の資料4-1で、各委員の意見とそれに対する県の考え方を示していただいたところの109番以降、ページで言うと33ページから、幾つか私の意見をまとめて、浅見委員につなげて書いていただいているところです。基本的に全て了解しておりますのでよいのですが、もう2つだけリクエストしたいと思っております。

今日、浅見委員の方から具体の提案として3点出させていただいて、私も全く同感でございます。浅見委員が挙げていただきました2点目のわかりやすい説明資料等の作成のところで含めていただきたいと思っている点が2点ございます。それは、先程言いました60回の資料4-1の109番、代償措置の持続性をどのようにして実施段階で担保していくのかというところを、少し方向性を整理していただきたい。具体的に申し上げますと、この代償措置が、私は別の河川になるということもあり得ると考えています。そのときに例えば管理者が違うということもあり得るわけで、そのときの担保をどのようにしていくのか

ということは、今でなくていいので、この資料を整理する段階でぜひきちんと整理しておいていただきたいということです。要するに、代償して担保したはずが、振り返ってみたら、何年かしたらそこはなくなっていたというのでは代償になりませんので、そのことを申し上げたいと思います。

その次は飛ばしまして、111 番で挙げさせていただいたところは、実際フォローアップともかかわるかもしれませんが、各地区で検討会に入る。そのときには、当然 2 原則にもかかわっていただいている専門家の方も入っていただくことになるのだらうと思うのですが、現実の現場を想定いたしますと、住民の方のご意見と 2 原則とが完全にぶつかり合う、コンフリクトするのは十分あり得ると思うのですね。そのときに、整備計画で 2 原則をこういう形で位置づけていますので、河川管理者の選択としては 2 原則を優先するということが当然なるのだらうと思うのです。そのときに、先程浅見委員がおっしゃられたように、丁寧な説明ということも含めて、どのように判断を示していくのかという基本的な考え方は整理しておいていただきたい。それは、当然ながら 2 原則が優先されるということで、例えば具体的に言えば、五面張りにしてくれという地元からご要望があったとしても、いや、それはこうこうですよということで、やはりそこはご理解いただく努力をしていっていただかなければ、この 2 原則は絵にかいた餅になってしまうのだらうと思っております。

以降 111、112、113 は、意見を出しておりますが、全て修文等で対応していただいておりますので、これで結構でございます。浅見委員のご提案いただいている資料のところでも十分ご配慮をいただきたいと思います。

佐々木委員 先程の田村委員と中川委員の意見に関連することなのですが、もう少しお聞きしたいことがあります。

まず、今日の資料の 3 - 2 の 28 ページで、私、先程の意見にかかわるところを左の整理番号 39 番のところを出しております。田村委員の優れたもの以外どうするのかというようなことなのですが、確かに先程 55 ページのところでは浅見委員の説明されたことで理解はできたのですが、こここのところだけでなく、3 ページに集約されて書かれているところがあります。3 ページの下の動植物の生活環境の保全・再生というところの最後のパラグラフの下から 2 行目、「武庫川を特徴づける多種多様な動植物が」というあたりを、もう少しわかりやすく、特徴づけてきた優れたものだけではなくて、当たり前の昔あった武庫川の風情に値するようなものについても、こここの文面に配慮がある修文があった方がいいのかよくないのか、少し浅見委員にご意見をお聞きしたいと思っておりましたところではあります。

もう 1 点は、中川委員がおっしゃったこととかかわりますが、先程から何回も出ておりましたが、本文の 59 ページ、もとの文面ですが、代償措置として区間外での再生を検討するという区間外というところが少し気になりました。私は少し視点が違うのですが、特徴づけるような区間割り、例えば武庫川の下流の掘り込み区間 2.5km がこの区間というように読み取ったのですが、その区間外となりますと、例えば礫河原でしたら、そこを特徴づけるにもかかわらず、それ以外のところで再生を検討するということになる少し違うような気もするのです。どこかで希少種なり色々な生物を育成するということは重要なのですが、そのあたりが少し気になりました。

それは、このページだけではなくて、60 ページ、代償措置としての淵やワンドの創出でも同じ文面があります。これも、上流部 1.9km の中で再生できないというようなことがあり得るのかどうかということ、先程のところでもそうなのですが、結構長い距離、2.5km とか 1.9km の中で、武庫川の流況から発生してきた流れとか淵やワンドみたいなものが再生できない可能性が万に一つあるのかなというのが少し不思議に思いました。

その辺も含めまして、区間外というのは支流というような意味合いなのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

浅見委員 済みません、ついていけませんでした。65 回流域委員会資料 3 - 2 の 28 ページの整理番号 39 番は、どこを見ればよろしいのでしょうか。

佐々木委員 先程から田村委員のご意見に対して色々ご説明いただいて、55 ページ以降のところでの説明は理解できたのですが、このあたりのことを集約した形で、原案の 3 ページに、動植物の生活環境の保全・再生というページがありまして、その最後のところにそのあたりをまとめた 2 行ほどの文章があります。そこでは、武庫川を特徴づける多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生に努めることとしているという書き方になっていますが、特徴づける優れたものだけでなしに、それ以外の当たり前にどこにでもあるというか、武庫川の流域のここと言えば、昔これがたくさんあったよねという、希少種ではないようなもののことは、ここは含まれないのかどうかということことです。

浅見委員 含まれないのかどうかということに関しましては、多種多様なといいますと、最近はやりの生物多様性という言葉からもわかりますように、多様なということで、ごく普通に見られる動植物から、今おっしゃっておられるような希少なものまで含めてのつもりで、ここは表現されているのではないかと思います。その意味で、どこにでも生息する

と多種多様は、私の中では同じ意味合いかなというように読んで、特に気にはなりませんでした。

佐々木委員 特徴づけるという修飾がついていたものですから。そう考えれば、理解できます。

59 ページの区間外での再生という区間外という部分なのですが、下流掘り込み区間 2.5km、あるいは上流部の 1.9km という特定の区間の区間外ということに対する……。

浅見委員 まず、59 ページ、60 ページで使われている区間というのは事業区間だというのはよろしいでしょうか。

佐々木委員 はい。

浅見委員 その中でできればいいのですが、例えば武庫川の上流部の緩流性の環境を持った場所というのは、兵庫県下でも屈指の場所ですし、例えばトゲナベブタムシなどに着目すると、それこそ国の天然記念物級の生物が生息するすばらしい場所です。そこで事業をやってしまいますと、いかに対策をしたとしても、もとの質、量のところまで戻らないかもしれない。当然事業実施区間内で必死にやっていただくとして、同じような緩流性の生き物がすみやすい環境を有した場所が、例えば三田の市街地のあたりから上は続いているのです。

ですので、全く違った環境のところにつくるよというのではなくて、事業区間外だが、緩流性の生き物がすめる場所も視野に入れて再生を検討するというのが、「代償措置として区間外での再生を検討する」で言いあらわしたかったことです。

佐々木委員 これだけの区間、2.5km もあれば、礫河原は必ずどこかで再生されると思うのですが、違うところで再生したものをそこにまた移すということまで含まれるわけですか。

浅見委員 事業区間が 2.5km あれば、再生されると思うということですが、私はかなり難しいと思っています。2.5km あったとしても、礫原というのは全国で色々再生に取り組まれておりますが、うまくいった事例はほとんどないのです。ですので、一生懸命やったとしても、なかなか難しい場合に、ここでばかり頑張るのではなくて、例えば仁川の合流点あたりにも、星印とかつけているのですが、いいところもあったりするので、その部分も視野に入れて検討してはどうですかという提案になっております。

佐々木委員 わかりました。ありがとうございました。

田村委員 引き続きアユの話はよろしいですか。先程、村岡委員の方からございました

が。

松本委員長 少し待って下さいね。今の浅見委員の問題提起にかかわるところで……。

奥西委員 田村委員が最初に質問されたことに少し関係するかと思うのですが、最近は何種の保全ということが余り言われなくて、生物多様性ということが盛んに言われているように思います。それについて十分な理解をしていないのですが、その限りで言うと、種の保全をより一般化した概念だろうと思います。極端に言えば、種だけを保存するのだったら、動物園や植物園でやれるわけです。ですから、武庫川峡谷のサツキが絶滅したが、植物園へ行って見てくれということも不可能ではないということになります。もちろん我々はそういうもので満足するはずはないわけですが。しかし、種の保全ということを行わずに、いきなり生物多様性ということを行ってしまうと問題が拡散してしまっていて、結局確保すべきものが確保できないということになるので、私は、整備計画では、たとえ流行おくれと言われようと、2つの原則にこだわりたいと主観的には思っています。それについてご意見をお聞かせいただければと思います。

浅見委員 生物多様性というのは、実は種の保全も含む、遺伝子の保全も含む、生態系の保全も含む、そんなものもひっくるめて景観としての多様性も含むという非常に幅の広い概念ですので、種の保全ではないのだよということなのですが、生物多様性というのはもっと簡単に言うと、武庫川には武庫川に昔からすんでいるすごく多様な生き物がいる。緩流性のメダカとか、トゲナベブタムシから、渓谷のサツキから、礫原のカワラ何とかという植物とか河口の生き物とか、色々な生き物が生きる環境も多様だよということも含んでいるわけです。生き物が多様で、環境が多様で、色々な動物や植物がかかわり合いながら生きていける場がある。そういったものを含めて、おおよそ生物多様性と把握していただければわかりやすいかなと思います。

では、河川整備を考える上で生物多様性というのはどういうようにかかわっていくのかということなのですが、例えば生物の生活史とか、あるいは生態的な特性を1つずつ突き詰めていこうと思うと、これは物すごく大変なことなのです。でも、生物多様性という物の見方をしますと、それらが生きる場所が多様であれば、生き物の方も多様にくっついてくる。生き物のすむ環境の多様性というのを守れば、1つは生き物のためにいいのではないかとこの視点からもう一度河川整備を見直しますと、まさしく生き物の生きれる場、器をつくる、あるいは改修して再生し直すということを実行できるのがこの河川改修だと思っています。

確かに、治水のために掘削したり色々するのですが、もう一度器として見直したときにどうつくれるかという利点は十分に持っていると思うのです。その意味で、速い流れとか緩い流れに見合った場所の生き物がすめるような環境をもう一度つくろうよというのが生物の生息空間という環境に着目した 2 原則になっていると思っています。その辺を評価していただいているのではないかと考えております。

田村委員 関連して、少ししつこいようなのですが、もう 1 つ意見を言わせてもらいます。

今浅見委員がおっしゃったように、私もそう思うのですが、水生生物といいますか、どうもそこにシフトしたような観点になっていまして、次に良好な景観とかいう景観の話が出てくるのですが、例えば下流の武庫川の高水敷、あるいは堤防、これは堤内地側、堤外地側を含めまして、豊かな樹林が発達している。そういう樹林環境と生物、これは鳥類とか昆虫とか色々あるでしょうが、蛭などは当然川の中だけではなくて、周りに灌木とか樹林がないとうまく生活しないということもわかっています。そういった観点で、武庫川の下流の河川敷及び近いところの環境の今後のあり方と河川改修、あるいは堤防強化工事という観点で、もう少し補足、修文する必要があるのではないかと考えるのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

浅見委員 まず、水の中にシフトしてしまうのではないかとということですが、水の中の生き物、瀬、淵に特有な生き物とか礫原の早瀬のところに特有な生き物を守ろうとすると、早瀬とか瀬、淵を守らなければいけない。早瀬、瀬、淵を守ろうとすると、それ相応の河原の形状というのが必要になってくる。それ相応と私が今表現している部分には、多分礫原の植生が張りつくと思っているのです。緩流性のところも、二枚貝がたくさんいたりタナゴ類がたくさんいたりするところは、それ相応の長靴でないと入っていけないようなところに生えやすい植物がくっついてくる。そういう意味で、決して水の中の生き物にシフトしてしまうということはないと思っています。

その意味からしますと、早瀬とか淵の生き物がすめるようにしようと思うと、それに対応した形、自然な形で、交互にあらわれる砂州をうまくつくっていかなければいけないなというようになってきますし、礫原があって、早瀬があって、交互砂州、あるいは堰の下の州があると、少し離れたところ、堤防の上ぐらいから見ると、いい川だな、武庫川の景観としていいなというような感想をお持ちになるのではないかと。河川の景観としてのよさというのもおのずと出てくると思っています。

ただ 1 点、今田村委員がおっしゃった中で、答え切れないと思った部分があります。1 つは、色々木が生えていたりする下流側の高水敷、それから、結構な大木なども生えている堤防に関しては、河川の環境とはまた違って、それは緑地景観といった視点からのとらえ方、住民がその部分を一体どうするかというとらえ方とかかわってくる部分の方が大きくなりますので、それは生物多様性とかいうことの中で評価していくのは難しいと思います。

田村委員 今の浅見委員のご説明である程度わかったのですが、もう 1 つは、武庫川というのを大きく 1 つの緑地軸、あるいは 1 つの豊かな環境帯ととらえた場合、例えば海からの渡り鳥がそこを渡りの拠点にして山の方に行くとか、色々な意味で 1 つの生命線になっているのではないかと。ですから、河川の治水、利水は当然大事なのですが、それと武庫川の空間が、堤防も含めて生き物の 1 つの重要な帯になっているのだ。あるいは育成の場になっている、あるいは産卵の場になっているということを十分考えた上で、河川整備、あるいは堤防強化、川づくりにかかわる色々なことをやらないといけないのではないかと。これは市街地側からの景観という話もありまして、それも大事だが、生態系という観点の中で今後武庫川がどうあるべきか、どう改善すべきかということを我々は十分意識しながら進めていかないといけないのではないかと思います。

浅見委員 その点に関しましては、まさしくその通りで、例えば高水敷だから一面芝生を張ってしまえばいいのではとかいう話ではなくて、そこに草原があれば、今では少なくなっている草原性の昆虫などのすみかとしても十分利用できます。その意味では、もし修文を考えるのであれば、61 ページの 3 番もしくは 2 番あたり、よく中川委員がおっしゃっておられた川を川の環境として利用するという姿勢を強く打ち出すことが重要ではないかなと思います。

池淵委員 教えられることが非常に多かったものであれなのですが、浅見委員がこの意見書に書いてある、河川対策の施行の場所と重ね合わせて示すことが望ましい。実際問題、先程の図がそれを示していると理解すればいいのか。私、新規ダムのはきは、色々な工事実施箇所についてのイメージがなかなか出てこないということを聞いたことがあるのですが、特に下流の掘削区間、先程、おっしゃった河川敷の利用との絡みがあって、こういう計画断面で描かれて、流下能力とか橋脚の洗掘、あるいは土砂のたまり具合、一次元の河床変動での結果等々は、そういった開削をした後においてはどういう状態なり、どういうイメージになるかということ、概括的には提供されたように思っているのですが、今の

レベルのお話を聞いていると、生息場とか、この断面で掘って、複列砂州が単列砂州になるのか、あるいは干潟創生と書いてあるが、どんな粒度のものが形成されて、放っておいてできるのか、そのために色々な対策というか、手を入れる、その手の入れ方のエネルギーの大きさを考えたときに、下流の河川対策の施行場所の掘削区間におけるこれとの重ね合わせのイメージ図が、先程の流程で示されているマップのレベルでは、今のお話のあったレベルでクリアできる話なのかどうかというのが、聞いていてわからなかったのです。

そこら辺のイメージ図との重ね合わせ、特に 2 原則に対しては、上の方のレベルとここは余りたいたことないというように、連続性の確保と改善、その影響に対してどういうように改善する形で、2 原則のものがどう担保されるような姿になっていくのか。そのイメージ図が、過去に資料で出されたというのであれば、私、サボっていたからあれなので、今お話を聞いているような生息場とか多様性とかになったときに、この区間のそういうところで形成できるような瀬や淵、まあ礫河原とかいうと、この砂河川の中で相当上の方の話ですが、そこら辺の工事箇所と重ね合わせたときのイメージ図ができ上がっているのであれば、むしろそういう形のものを見せてもらいたいなというのが私の希望です。

田村委員 今の池淵委員のご意見に関連しまして、川の中ではないのですが、これは何回か運営委員会でも意見を申し上げましたが、例えば原案の 46 ページの下の堤防強化の部分のドレーン工法の図面があります。これはいまだに修正されていないと思うのですが、堤内地側に木が 1 本あります。あるいは堤外地、高水敷に 2 本あります、これはモデルですので、そこまできつく言うつもりもないですが、こういうように絵を出すのであれば、そういう川づくり、あるいは景観づくり、生物の生息のゆりかごになっているのだというのをいかにミティゲーションしながら影響を少なく工事をやっていくのかということ表現すべきなのです。この絵では何も伝わりません。ドレーン工法で、伐採して丸裸にしてやります。中川委員が以前に補強意見、あるいは説明されたように、実際には県はもう少しきちんとされているのですよ。うまく色々なことを考えてやられているのです。それであれば、その自信のもとに、46 ページの図も、一般市民みんなが見るわけで、施行場所がどんなになるのかな、えっ、こんなになるの、これはいけないと、また色々な意見を言う人がいます。誤解を生みます。

だから、こういうのを私はきちっと表現して欲しいのです。それは川の中の断面でも一緒です。A 4 のページに詳しいことは載せられないにしても、こうしたいという意気込み、エキスをこの何十ページかの中で表現していくという努力をしていかないと、我々委員が、

忙しい中で意見を言って、考えて、こんな話をしたくないですよ。これは、河川管理者がきちっと我々のバックボーンも含めて視野に入れて、あるいは配慮をして、率先して修文、修正すべきであって、こんなことをやっていたら、いつまでたっても終わらないと思います。これは一例ですが、私はそう言いたい。

松本委員長 先程からの重ね合わせたイメージが可能なのかということですが、県の方から何か.....。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 先程の池淵委員のご質問に対してお答えしたいと思います。

浅見委員の意見書の中で、わかりやすい解説資料等の作成に関する修文ということで、1つは、先程前にお出ししましたが、水系が全部あって、重要なところの色が濃い。それは水系の中でここが重要なのですよということを示す資料になるのかなと思います。もう1つは、具体的に河口であれば、どうすれば2原則で言うところの担保というか、治水との整合がとれるのかというところがイメージできないということでした。これについて、資料を用意しておりますので、ご説明させていただきます。

平塚武庫川企画調整課総合治水係主査 まず、下流部築堤区間の干潟の創出のところを説明させていただきたいと思います。

第 55 回流域委員会資料 5 - 7 でも干潟の創出のことに少し触れているのですが、今日はわかりやすいように資料をつくってきております。

まず、上段右側の流下能力図をご覧ください。干潟創出箇所ということで、河口側 N O 0 と、左側が河口になるのですが、干潟創出箇所ということで旗上げしております。かなり流下能力が高い、余裕のあるところで干潟を創出しようということにしております。

下段の左側、横断図の方をご覧ください。干潟創出箇所ということで、右岸側の茶色く塗ったところで干潟を創出しようと考えております。こちらの方は河床掘削をするということで、横断図のところに赤い点線がありますが、これが現況の河床高で、これを河床掘削しますので、下がる。ただし、右岸側につきましては、ほとんど工事による掘削を行わないことになっておりますので、右岸側の流下能力の余裕のあるところで干潟を創出すると、概略なのですが、そういう検討をしております。

あと、右側、縦断図がついていますが、今回の河床掘削に伴いまして、潮止堰、1号、2号の床止めが撤去されるということで、自然に感潮域が延びてきます。今のところ、2号床止めを撤去すれば、700mほど感潮域が延びてくるということで、こちらの方でも、床

止め等の撤去によって感潮域、干潟的なものができるのかなと考えています。

ですので、掘削によって干潟が創出できないのではないかと治水との整合性は、概略のレベルですが、それぞれ確認はしているという状況です。

このあたりが少しわかりにくいということも、浅見委員の方から今日の意見書の中でもございますので、そのあたりは修文等を含めて考えていきたいと考えています。

池淵委員 少なくともこういう図は入れられないのか。

平塚武庫川企画調整課総合治水係主査 そういう図をつけることも含めて検討していきたいと考えています。

松本委員長 こういう図を入れて、少し加筆をすれば、先程の浅見委員の指摘に対応できるわけですか。そういうイメージですか。

浅見委員 私が意見書に書きましたのは、一応マップのところまでは書かせていただきました。これに該当するものは 55 回の資料で、こんなイメージですよという補足資料が出ておりました。でも、これを本当にできるのという懸念がすごくあったので、この資料が出た当時、もう少しこれを詰めていただきたいと意見を申し上げました。

池淵委員 あれを入れたら、どんな環境になるのかというのが逆に聞きたいわけです。イメージとしてはわかるのだが、そういう形でやったときに、相当手を入れ続けていかないとできんものなのか、最初あれしたら、自然がそういう形で形成されていくというような物の見方でいけるのかどうか。そのあたりが、先程おっしゃった弾力的管理みたいな言葉で、修文でいった方がいいのか。

物のつくり方、こういうものが本当に形成されていくのかどうか、自然のダイナミックな中で、相当エネルギーとか、あるいは維持の労力をつぎ込んでいかない限りは形成され続けられないのかどうか、そこら辺の見通しがよくわからんものだから。

今の時点ではイメージがわかるのだが、修文という言葉の方がいいのか、図を添付して、そのためにはどういうことを留意する事項として書き加えるというような形にした方がいいのか、そこら辺の判断が少しわからないものだから。イメージ図というあれからしたら、この方が我々としては非常によくわかると思ったものですから。

浅見委員 本来なら河川管理者が次を引き取るところを私がしゃしゃり出て申しわけありません。一言言わせて下さい。

あれをかいてしまうと、何となくいけそうな気がする。でも、おっしゃるように本当に難しい。2つの原則の検討会の竹林委員もやってみないとわからないとおっしゃっている。

その辺を踏まえて出てきたのが、事業実施に当たっての課題というこの資料で、やっていく中で難しいのですよという本音がかかれていていると思うのですね。

だから、ここの技術的なところを詰めて、この整備計画原案に載せ込むという修正方向よりは、この課題を説明資料なり補足資料なりにしっかりとつけていただくことの方が実をとれるのではないかと考えております。

松本委員長 この課題はどこに入っているのですか。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 原案の説明資料の中につける予定にしております。この資料は第 59 回流域委員会の資料です。

松本委員長 2 原則に絡む議論をしておりますが、先程から提起されていることについて、修文というのは文章の修正加筆だけではなくて、図表の修正あるいは追加等も含めて我々は修文と見ております。その中で、例えば先程の図面とかそれに対する補足の説明であったり、あるいは資料編に入っているような課題を本編の中に入れるべきであるというような意見が出ていますので、その辺も含めて具体の対応、県として修正を検討してもらうということで、一旦この話はおいてよろしいでしょうか。かなり具体的に指摘されていますので、その部分についてはそういうように間違いなく受けとめてもらっていると思いますが。

法西委員 7 月 31 日に三田の人博で、「小さな自然の再生」というシンポジウムがありまして、私はそれに行ってきたのです。例えば、武庫川だったら、色々な堰がありまして、魚道があります。魚道の下の堰にたくさん魚がたまって、上へ行かない。そういうときに、市民がここを改善するとすれば、かなり安い費用でもこの堰を改善できて、魚道を新たにわきから魚が上がるようにできるよというような提案が色々出されておりました。

そのときに、行政の側から、こんなことは勝手に市民がしてはいかんぞとか、特殊な行政の方では積極的にやればいいではないか、普通の行政の方では、こんなことはしないよ。

行政の方で、7 月 31 日に行ったのは、私は顔を見なかったのですが、来ておられたかどうかわかりませんが、その辺に対して意見を加えてもらえば、これから先の河川整備計画に対する具体的なイメージがわいてくるのです。自然にどのように取り組むか、どのように改善するか、どのように保全するかという意見がわいてくるのです。それを少しお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

松本委員長 今のご意見は、これからの推進体制とかに絡む話ですが、せっかくですから、杉浦補佐もそれに出ておられたので、ああいうような小さな技術、市民と一緒に模索

していくということについて、行政はどう受けとめているのかを聞きたいということですから、一言あれば……。

杉浦武庫川企画調整課副課長 この間のシンポジウムは、内容は、市民団体もしくは市民の方が自主的に堰の落差をなくすようにするとか、コンクリートの三面張りを自分たちの手で直そうという努力を発表されていた場でした。単に提案をされるだけで、行政がやることを紹介したのではなくて、住民の皆さんが自発的にされることのご紹介がずっと続いていたのだと思います。

そこで、確かに行政とのかかわりで意見が出ておりました。それは占用の手續といいまして、川の中をさわりますときに、例えば勝手にせきとめるような作業をしまえば、大雨が降ったときに水があふれたりすることがあるので、めちゃくちゃしないようにして下さいという意味で、手續が定められております。そういった手續が必要で、迅速に手續して欲しいという意見は出ておりました。そういう内容だったと思います。

こういった取り組みは、実際に武庫川水系の中の池尻川でされていて、紹介しておられましたね。兵庫県としても、それを支援するように、三田土木事務所と一緒に取り組んで、有馬高校というのが三田にあるのですが、その皆さんが自主的に蜚を再生するのに、色々な知恵を出しながら努力をされていた事例がありました。兵庫県も、当然それについてバックアップをしながら、私どもが直接手を出してはいないのですが、有馬高校の皆さんがうまいこと作業ができるように、専門家の先生のアドバイスが入るような仕組みをつくったりしてやっていたわけです。

そういった取り組みは、過去からもやってきた取り組みの一環ですし、今後も続いていくのだろうと思っております。印象としてはそのような感じでございます。

松本委員長 同時に、山口県の河川部局がそういう専門的な技術者と連携して取り組んでいた事例なども紹介されておりました。いわば市民が取り組むのを行政が協力するというだけではなくて、行政の側からも積極的にそういうのを取り入れていく、市民にアプローチしていく、市民と連携していくという相互作用が大事だというようなことがあのシンポではあったのかと、私も出席して思いました。そういう意味で、先程からのことは、具体のところまで進めていく中で、流域連携という中でどうしていくのかということにも絡んでくることなので、整備計画の段階で詳細に全て盛り込むということにはできないということでは承知しています。

ただ、先程来出ていますように、整備計画の段階で少なくともそのぐらいのことはきち

んと書き込んでおかないといけないのではないかということについては、修文の可否に関して検討願いたいということで、この話はここで打ち切ってよろしいでしょうか。

岡田委員 原案の 58 ページの内容について、文章ではないですが、写真とかイメージとかで色々ご意見がありましたので、間違っていたら失礼ですが、写真 4.3.1 の生瀬付近の礫河原という写真は、西宝橋から下流を見て撮られたものだと思いますが、これは平成 16 年 10 月の洪水があった後の写真であると思います。多分そうだと思うのですが、平成 16 年の前、西宝橋から下流を見ますと、全くこういう状態とは違ったのです。橋から南側は、ここは中州が非常に発達するところなのですが、300m 近い中州の上は全部樹木が生い茂って、森か林のようになっていたわけです。そのことは私も何度か広報紙とかで発表して、こういう状態は非常に危ないよ、洪水になったらどうするのですかということを書いてきましたが、それが平成 16 年 10 月の洪水で全部なくなりまして、後で河道を県当局の方で色々整備されて、こういう状況になったわけです。

そうしますと、こういう写真の状況も、大洪水が起こったら一遍に変わるわけです。その前は森か林のようになっていたが、こういうようになるわけです。もちろん、木の下はこの写真のような普通の礫河原だったのですが、状況は全然違うわけです。

従いまして、こういう写真も、何年何月ごろの写真であるとか、大洪水の後の写真でこうなりましたとか、これは原案としてずっと残るものですから、わずか 1 回ですが、非常に大きい大洪水だったのですが、それで状況が一変してしまうというようなことについても、多少の説明がないとだめだと思うのです。先程ドレーンの説明図が非常に悪いというご指摘がありました。実際に写真であれば間違いのないというような認識をしますが、そういうものではないと思うのです。もし間違っていたら、ご指摘いただきたいと思います。

松本委員長 細かいことはこれ以上やりとりせずに、全てではないですが、物によっては今ご指摘のあったような補足を少しつけておかないと誤解を生じるというご指摘だと思いますので、今の写真にかかわらず、その検討もしていただくということで、この件をおきたいと思います。よろしいですか。

そうしましたら、今生物環境の原則に関連する話をしましたので、先程から水生生物、魚類の話、アユの話も出ていますので、そういうところの話から入って、水質、水循環というところの議論に行きたいと思いますが、少し休憩を入れましょうか。10 分間休憩して、そういうところから再開しますので、ご用意願います。

(休 憩)

松本委員長 再開します。

それでは、休憩前に申し上げましたように、魚、アユ等の関連のところの話をいただきましょうか。当然それは水質とか水環境ということにも関係してくると思いますので、関連するところを一括してしたいと思います。

田村委員 冒頭に村岡委員からアユの話等が出てきましたので、それに関連して私の意見を申し上げたいと思います。

1つは、資料4の3ページ、県の原案で、60ページの(3)天然アユが遡上する川づくりのところに該当する意見です。修正の理由は下に書いておりますが、アユを武庫川のシンボルフィッシュとして位置づけ云々、これは本当に素晴らしいことで、高く評価したいと思っております。ただ、(3)のところだけ読んでも、意気込みとか今後のスケジュールとかプログラムはよくわからないというのがあります。この辺はもう少し肉づけして欲しいというのが大きな意見です。

なぜかといいますと、前に返りまして、原案の57ページのところで、武庫川下流部築堤区間に関して、一番下のイ、主な対策ということで、魚類等の移動の連続性確保として、アユとかウキゴリ等の回遊魚の遡上を促進するとともに、上流側の床止めに設置している魚道を改良するとあるのですが、この部分だけ読むと、これは河口からJR東海道の橋梁下流約5kmの間の話だけです。皆さん方ご承知のように、潮止堰が将来撤去されて、アユが遡上しやすくなる。ただ、3号床止めから上流の宝塚の観光ダムまで、結構たくさん床止めとか堰があります。その辺を改良、改善しないと、魚にとっての本来の機能が十分取り戻せないということがあります。

修文の案としては、60ページに戻ってもらいまして、2行目の「このため」以下、生息実態調査を経年実施している。単純に実施しているのではなくて、県の方は鋭意継続してやっておられます。少なくとも3年間とおっしゃっていただきまして、今2年目。多分今後とも毎年予算をつけて実施されるだろうという期待も込めて、経年という言葉を使わせていただいたらと思います。その後、「地域住民の参画と協働のもと、堰や床止工及び付随する魚道の撤去や改善などを含め実現可能なものから取り組んでいく」ということと、もう1つ、潮止堰が撤去されるまでに、県の言い方からすると5年、10年かかるかもしれない。これは極力早くして欲しいのですが、5年、10年かかるとすれば、少なくとも潮水の被害を上流に及ぼさないような感じで、海の潮位と川側の上流側の淡水区域の水位をうまく見比べながら、潮が上がらないような形で可動堰を適宜動かして、なるべく海と川の落差を小さ

くしながらアユ等の遡上効果を促進するというようなことをお願いしたい。あるいは、そういうこともしていきますよという意思表示を含めて、アンダーラインのような文章を追加していただきたいと思います。そういうことを県だけがやるのではなくて、地域住民と関係機関の参画と協働のもとで、実態調査などを含めてやっていこう。

それから、過日三田でありました「小さな自然再生」ですか、そこで全国的にされているような、水辺の小わざによって、魚道の改善や産卵場の造成を市民参加、行政参画のもとでやっていこうということを具体的に挙げて欲しいというのが私の意見です。

松本委員長 先程村岡委員からもこの部分についての修文のご意見がございましたが、他の委員、ここに関してございますか。

村岡委員 私も、同じところで修文をお願いしましたが、これに対する修文の理由とか希望は、今田村委員が言われたことと全く同じだろうと思います。私は私なりに修文を試みましたが、言葉が足りない点もあるかもわかりませんので、適切な判断をしていただいて、修文をして欲しいというように願います。

松本委員長 他に意見がなければ、この部分については今のお二人の意見、具体案を合体した上での修文対応を求めたいと思います。

それ以外のところで、水循環全体にかかわる問題としては、先程村岡委員から意見が提起されましたが、関連して他にございますか。

土谷委員 54 ページの緊急時の水利用、(1) 湯水調整および広域的水融通の円滑化のところ、一番下に、給水ネットワークの整備による広域的な水融通の円滑化に取り組むという部分があります。これはもちろんやっていただきたいことなのですが、それに加えて、村岡委員が今まで何度も発言されていたように、湯水時に使える地下水源を探しておくというのもこれから取り組んでいってほしいので、ここに修文として、さらに湯水時に利用できる地下水源の調査研究にも取り組むというのをに入れていただきたいと思うのです。

そういう地下水源が見つければ、湯水リスクが減るので、既存ダムの治水活用にも有効になると思いますので、ぜひそれをやっていただきたいと思います。

佐々木委員 村岡委員の今日出されたご意見のところにプラスしまして、随分前に潮止堰の意見書を出したときに出しておりました地球温暖化に向けた部分は、ここに非常にかかわってくると思います。去年の土木学会の全国大会で武庫川として発表させていただいたのですが、そのときに特別講演という形で学会長さんが地球温暖化のことについて事細

かに講演されておりました。その中で、武庫川の今回の基本方針から整備計画に向けたものが全て網羅されているなと思ったのですが、地球温暖化の部分だけが少し抜け落ちていまして、その中で入れられておりましたのが水循環の部分でした。地球温暖化によって渇水も頻発化していくというトレンドがありますが、それに対して水循環、水質の危機管理、水の健全なリサイクルということで、武庫川で使った水は武庫川に戻していくというような意味合いから、今後の地球温暖化での渇水リスク、大雨、治水、利水、環境というところは全て村岡委員が盛り込まれておりますが、それにプラス地球温暖化に向けた部分もここに一言盛り込んでいただければいいのではないかと思います。

松本委員長 今のはどこに盛り込むのですか。

佐々木委員 村岡委員が今日説明されました「健全な水循環の確保」についての修文のところで、54 ページの(1)(2)の後に、以下の(3)を追加するとされたところに、さらに地球温暖化を踏まえてというようなことで、健全な水循環ということも含めていく。温暖化に備えるという意味での水循環の確保ということを盛り込んでいただきたい。修文案はまた後日出させていただきます。

山仲委員 先程土谷委員から、原案 54 ページの 2 の(2)緊急時の河川水利用で、地下水の調査ということも記述をしていただきたいというご要望がありましたが、緊急時の河川水利用ということで、あくまでも河川水利用ですから、地下水にまで言及するのはどうでしょうか。河川管理者にそれを求めるのは酷なような気がします。

河川法の目的では、治水、利水、環境と 3 つの目的がございます。その中の利水の 1 つということで、地下水という言葉が出てきているのだと思いますが、河川法に言う利水とは、目に見えている水を使うということではないでしょうか。目に見えていない地下水まで河川管理者に利用を求めるのはいかなものかなと、私はこのような意見を持っております。

村岡委員 先程土谷委員が地下水の水資源としての利用ということで、私は確かに前に既存ダムの利用というところで、渇水時の対策の 1 つになるのではないかと。それがまた治水の方にも効果を及ぼすというような形で、地下水資源の開発もあり得るということを行いましたし、その気持ちは今でも変わっておりません。ただ、今私がここで論じたいのは、健全な水循環という大きなテーマがありますので、それを考えていく中で、地下水の関連も入ってこざるを得ないわけです。整備計画の原案にしても基本計画にしても、健全な水循環を基本として、そこから出発して、色々な保全をやらないといけない。これが基本姿

勢としてあるわけです。そういう意味で、今日の私の意見は、そこから出発した意見ととらえていただきたい。そのためには、流域を一貫として、一貫という言い方は必ずしも適切でないかも知れませんが、流域全体を見渡して、部分的には支流流域も見渡しながらか、全体としての武庫川流域の水循環の機構とか構造とかを基本的にとらえておきたいという意味で言っているわけです。

その結果、それから派生して、色々な保全をしないといけないし、場合によったら、土谷委員が言われるように緊急時の水対応も考えないといけないということがあります。また、佐々木委員が言われたように、地球温暖化というテーマも、何らかの形でそこに組み込まないといけないときが来ると思います。水循環の機構解明が重要だということで、最初にそういう意見を述べたわけです。

地球環境問題については、それはそれで別の論議があるかと私は思っておりますので、そこで論議が進めば、健全な水循環にもかかわってくる課題が出てくるかも知れないというように認識いたします。そういう意味で言いますと、今山仲委員が言われたように河川法は表流水というのも、少なくとも新河川法ができたいきさつの中では、健全な水循環としてとらえなければいけないと言っていますので、必ずしも地下水と表流水を分けて、それが除外されるという問題でもないとは私は認識している次第です。

松本委員長 他に水循環絡みのご意見はございますか。なければ、先程から幾つか提起されているところを加筆、修正等の意見として取り扱っていきますので、それに対する修文対応をご検討いただくことにします。県の方から何かご意見ございますか。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 水循環ということでご意見をちょうだいしたのですが、我々、今原案に書いております水循環の健全化ということに対して取り組む内容につきましては、平成 16 年に策定しました「ひょうご水ビジョン」の中にもうたわれていることをやっていくということで、具体的に森林や農地の保全であるとか、地下水涵養機能の確保、水質の向上など、健全な水循環に有効であると考えられる施策について、参画と協働のもとでやっていきたいということで、列記をさせていただいております。

これをまず実効性のある取り組みとしてやっていきたいということで、これを 1 番目に取り組んでいきたいと考えています。委員にご提案いただいた内容については、将来の治水、利水、環境の総合的な計画を策定するための新たな提案ということで、その際の参考にさせていただきたいと考えております。

松本委員長 現在の整備計画の中にそれを盛り込むという提案をしているので、これが

らまた別のところで考えますというのでは、対応しませんということになるのです。平成 16 年時点での県のそれに基づいたということだが、それから後に当委員会から提言書を出しているわけで、その流れの中で水循環について考えてもらわないと、それ以前の方針をそのまま持ち出されたら、何のことかわからないということになるのではないですか。だから、今の発言は引っ込めてもらった方がいいのではないですか。先程からの意見を受けて、修文対応を検討するというようにしておいてもらった方がいいのではないですか。それとも、ナッシングという意見を今おっしゃいますか。

土居武庫川企画調整課長 今担当の係長が申し上げたのは、現時点で我々、ご提案いただいた修文についての考え方を述べさせていただいたもので、具体的にどういう形で県の方がご提案に対して対応するかということについては、また修文の中でご回答させていただきたいと思います。

松本委員長 では、ご検討いただくことで、終えたいと思います。

あと、水質とか正常流量等にかかわる問題、それから、先程の 60 ページ、61 ページ、田村委員から出されている 2、3、景観等々の関係、河川環境の話がありますが、このあたりでご意見をいただきます。

田村委員 意見書に書いていますので、説明したいと思います。

テーマは、良好な景観の保全・創出の項目です。原案では 61 ページです。これにつきましては、先程も、武庫川が川の中だけではなくて、堤防も含めて、武庫川そのものが重要な緑地軸、景観軸、あるいは環境的にも重要な場所だという指摘をさせていただきました。そういう重要な場所を、二級河川ですから県の管理、それも河川管理者ということで、対応する中身をそこに限定して色々考えていきます、責任を持ってやります。その考え方もわからないことはないのですが、これからの川づくりはそんなものではうまくいかないのではないかと。そういう一環で、流域総合治水とか、まちづくりとの一体化とか、そんな話がこれまでの委員会で議論されてきたのだと思います。

修正文の次の段に修正理由というのがありますが、武庫川とこれを取り巻く地域景観は、基本的に各自治体によって景観法とか都計法、あるいは緑地保全法等によって自治体独自の施策がされてきたところがあります。ただ、河川の区域については周辺自治体も及び腰なのです。自治体として余り意見を言わない方がいい。これは河川管理者の責任なので、あるいはアンタッチャブルだというようなことで、どっちつかずのあいまい性が今の川の景観をつくってきたのだと思います。

私は、今後 20 年間にわたって、周辺自治体と一致団結して、武庫川をいい川にする、あるいは武庫川が地域資源として、まちづくりの中で見直されたり、市民が親しみやすい場づくりをどんどんやっていかないといけない。そういう意味で言うと、河川行政と都市計画行政、道路行政、農業行政、公園行政などが一体になって、武庫川を軸にして武庫川のあり方、景観のあり方をどうしたらいいのかということをやっていると、もったいない。これからの市民は、高齢化しますが、時間ができてきますので、がんがん意見を言います。そのときに県の河川行政が耐えられるかどうか、あるいは自治体が耐えられるかどうかということも含めて、もう少し意気込みをここに記述して欲しい。

もう 1 つは、後段に述べていますが、そういう行政の不一致、あるいは縦割り行政のために、景観的にも見苦しい、汚い景観も結構出てきているわけです。せっかく宝塚なり、あるいは三田なり、道路あるいは橋梁がたくさん通っているのに、橋梁と河川景観は全然マッチしていないとか、昔は 2 号線の武庫大橋にあったように、土木技術者も、川にどの橋がいいのだ、どんなデザインがいいのだ、どういう素材をどう使ったらきれいに見えるのだというようなことで、一生懸命努力してやってきたわけです。そういったことをもう一遍考え直して、頑張っていたきたいと思っています。

そういったことから修正案を出していますが、これは読むだけです、また読んでいただきたいのですが、基本的には今言いましたようなことで、まちづくりとか地域と一体となった景観、また各自治体の管理区分に任せておけばばらばらで、武庫川にとってすき間みたいなことになって、だれも考えない空間も出てくるということで、その辺を補正するようなことを考えて欲しい。

それから、以前に言いましたが、甲武橋以南の武庫川高水敷及び堤防上は樹林が発達していますので、地域景観にとっては貴重な緑地景観だ。あるいは小動物の生息の場となっているということを踏まえて、今後堤防強化とか河床掘削を行う際に、地域住民とか関係機関を交えた十分な検討と適切な対応ということで、さらに少し追加しますが、景観的かつ環境的影響負荷を極力低減する工法の採用などに努めるというようなことを明記していただきたいと思っています。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 今回の田村委員のご意見ですが、よりよい景観づくりということで、その意気込みをとということですが、私どもも、武庫川が地域の景観をよくしていくという要素として、川づくりに努めていきたいと思っています。ただ、現在の仕組みとしましては、各市で景観条例というものがございまして、景観法で定めるとこ

ろによりまして、現在の段階で神戸市、西宮市、尼崎市、伊丹市、三田市が景観行政団体になっております。基本的に景観法の視点に立ちますと、景観計画というものを策定して各市が主体的に取り組むということが法のスタンスでございまして、広域的な景観形成のためには、これは法の中で定められているのですが、景観協議会というものを設置して、関係者が集まって景観をつくっていくというような仕組みもございまして、ですから、我々としましては、各市が主体的に景観づくりをやるという中で、要請に応じて景観づくりに協力していきたいというのが基本的なスタンスになろうかと思っております。

ただ、河川の中につきまして、当然のことながら河川管理者が景観づくりを主体的に行っていかなければならないわけですから、ここにつきましては、県で定めております兵庫県公共施設景観指針に基づきまして、周辺の景観にも配慮しながら、可能な限り自然素材であるとか多自然工法を採用するということを通じて、景観づくりに取り組んでいきたいと考えております。

田村委員 今のご説明を聞いていましたら、国会答弁みたいなもので、兵庫県の公共施設景観指針がありますから、それに基づいて。だけど、指針そのものが、まあ言えばいいかげんという場合もあるわけです。指針そのものが縦割りの中であつてつくられているというのもあります。

ですから、私が申し上げたいのは、二級河川の管理者として、兵庫県がその役割を治水、利水、環境の面で担っているのであれば、やはり河川管理者としての武庫川の景観のあり方というのをがんとつくって出したらいいのではないかと。周りから出てくるのを待って、調整協議しますではなくて。そのぐらいの意気込みを示して欲しいというのが私の意見です。だから、我々は通り一遍の言葉は要らないわけですから、よろしく願います。

中川委員 今最後におっしゃられた、県として、武庫川の治水と景観とのバランスのとれた、どのようにあるべきかというものをしっかりつくっておくべきだというご意見は、6月の意見書の方で私も出させていただいております。そういう意味で、全く同感に思っております。ですので、そこのところはぜひしっかりとやっていただきたい。

ただ、先程田村委員のご指摘のところ、少し認識が違うのかなと思うところがございましたので、それは意見書の方で出させていただいてはいるのですが、少しだけ言葉を足させて下さい。

実は、堤防というのは、この委員会が始まる前から、私にとっては非常に重要なテーマとして自分の中では位置付けて、情報収集なり様々やってきて、最終的に先月まとめた意

見書に全て書かせていただいたわけなのですが、武庫川の河川区域内の樹木の状況というのは、あそこの意見書にも書きましたように、全く他の河川とは異なっております。逆にむしろ 365 日の川のあり方というのは、国の河川審議会から何回も答申されておりますし、あるいは通達も何回も出ております。その通達の中で言われていることは、もっと基礎自治体に権限を渡して、しっかり各基礎自治体でやっていただくようにすべきだという方向なのです。

実は武庫川の場合は、先取りしてと言いますか、あえてこういう言い方をしますが、河川管理者が何も管理をしてこなかったというのが武庫川の特に下流部築堤区間の河川区域内の樹木の状況でございます。このことに関しては、私は猛烈に怒っております。なぜ大正時代に土固めて堤防が崩れないようにした堤防の内側にわざわざ穴を掘って、ここ十数年に植えたであろうキョウチクトウを植えるのか、河川管理者として、基礎自治体がいかに公園管理とはいえ、それをなぜ許してきたのか、私は猛烈に怒っております。

そのような意味も含めて、景観と治水との望ましいあり方、意見書にも書きましたように、国の基準にこの武庫川の状況は全く合致しておりません。合わせようとする、それこそ以前議論があったように、つるつるにするのか。そんな非現実的な選択はあり得ないわけで、実際今 18 年からの工事でも、河川管理者のご担当の方はそんなことはしていないわけなのです。とするならば、これだけ大量に高木、低木が生えて、ある意味、地域あるいは通りすがりの人も含めて、緑というものに目がいくような状況から出発せざるを得ないのがこの武庫川なわけです。

そこで、国で何回も答申されている、あるいは通達が出ている 365 日の川のあり方というところに、どう武庫川として、兵庫県として、そして河川管理者として折り合いをつけていくのかというものをしっかりと今後に向けて整理をしていっていただきたい。その整理する内容は、今すぐ原案と一緒に出してくれということは私は書いておりません。整理していくのだという姿勢を出していただければ、それは色々な意味で、田村委員なり色々な皆さんからご指摘になっているところに実際に現場ベースでこたえていく具体的な対策になるだろうと私は思っております。

もう一度繰り返しますが、今までの兵庫県の河川管理者としての堤防管理、あるいは高水敷の管理、私は猛烈に怒っているということを申し上げておきます。

佐々木委員 堤防等の歴史的な景観、マツというものがありますが、そういったたぐいのことは修文の意見書のところに書かせていただいているのですが、それはまた別のとこ

るで申し上げることにしまして、それ以外で、原案の 28 ページ、現状と課題の景観のところに、中流部の峡谷部のところがレクリエーション空間として、いやし空間として非常に評価されている形で挙げられております。ところが、最後の方のそれをどうするのかというところに至りますと、61 ページの良好な景観の保全・創出のところには、冒頭であんなに評価していた峡谷部分の保全等のことが出ておりません。JR があったころは、保全管理の意味合いも含めて、それなりに保全されてきたように思うのですが、最近随分変わってきてまして、去年でしたか、今年でしたか、桜の園のところは土石流で流されたというように伊藤委員からお聞きしました。

そういうことも含めて、意見書としては出していないのですが、武庫川の遺産として一番評価されてきている武庫川峡谷の保全という一文をここに持ってきていただけないものかということで、意見を述べさせていただきました。

田村委員 先程修正案を具体的に説明しなかったのだからあれなのですが、今佐々木委員がおっしゃったようなことも、資料 4 の 3 ページの上から 3 行目、「また、中流武庫川峡谷は阪神間市街地に近接した自然的景観地域であり、周辺自然環境及び伝承資源などと一体となった特色ある景観の保全にも努める」というような具体的な文章をぜひとも入れて欲しいと思います。

松本委員長 他にございますか。

先程から具体の話が幾つか指摘されています。それをきちんと修文の中に入れるべきだということと、もう 1 つ、先程県の方から景観は基本的には流域の自治体、市の仕事でやってもらって県が協力するというような発言がありましたが、美しい河川景観をつくるというのは、河川管理者の河川整備におけるかなり重要な役割というか、責務になっているのではないのですか。一級河川においても、国は美しい河川景観を毎年選定したり、そういうところで色々な予算を繰り出したりしているのではないですか。それを河川景観は基本的には市の仕事だというような位置付けでやっているのと、武庫川の河川景観の管理という管理者としての仕事はどこへ行ってしまったのだということになりませんか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 武庫川の下流部は、田村委員からもご意見がございまして、樹木について浅見委員へのご質問もございました。中川委員もご意見がございました。景観という法律的な話からすると、勝野総合治水係長の言った通りになりますが、現実的に武庫川の下流部の景観の最も大きな構成要素としては、堤防もしくは高水敷の樹木群になってまいります。この樹木群が本来どうあるべきかというのは、治水上の観点から言い

ますと、先程中川委員からご紹介がありましたが、国のルールとしては木を植えるべきではないという判断もございます。ところが、歴史的背景とか現在の武庫川の景観を考えますと、樹木というのは今の武庫川の中ではなくてはならないものだという認識もございません。

今後、治水面では、例えば堤防に生えている木で老木になって倒れそうになっていると、実際倒れてしまうと、堤防の土をごそっと持っていくわけですから弱体化する。そういった木は切っていかなければいけないのですが、こういった木は伐採をするべきなのか、また先程キョウクトウの話で、中川委員が怒っているという話がありましたが、こういった木はどういうルールで植えていくというルールをつくっていくのかというところは大きな課題だと認識しております。

ですので、武庫川の縦断方向で 43 号のあたりから宝塚の辺まで、高水敷周辺に樹木なり公園的利用をされていっておりますが、その樹木についてはどうあるべきかということは、今後検討すべき課題でやっていく必要があるのではないかとすることを修文の中で対応させていただいてはどうかと今考えるところでございます。

田村委員 少し嫌みな意見になるかもしれませんが、申し上げますと、どちらもやってきてなかったのですよ、自治体も河川管理者も。それが今の状況なのです。どちらも性根を入れてやれというのが私の意見です。

例えば、宝塚の中心市街地についても、何度か言いましたが、都市景観的にああいうマンション群を地震後放置した。建築確認をどんどん出していった。開発許可を与えていった。その結果がああ醜い景観なのです。西宮市側についても、私はある西宮の元部長さんにあるお願いをしに行ったのですが、実は田村委員、武庫川については私の方ではこれまでほとんどかかわってこなかったのですよ。夙川については市民ぐるみ等で色々な環境づくりをやってきましたけど、武庫川については、あれは県の川なので、ほとんどタッチしてなかったですというようなお話だったのです。それを聞いて私はショックを受けました。いまだに自治体がそういうような観点で行政されているのかどうか知りません。

先程、中川委員が指摘したのは、あれは西宮なりの公園行政なのです。だから、都市計画行政としてはほとんどタッチしていないわけです。都市公園か緑地には指定していますが、あるいは風致地区には指定していますが、それ以上のことは何もしない。それは、兵庫県の川に対して余り物申したらいけないのではないかと引けです。だから、我々、県に対しても自治体に対しても、今の状況では期待できない状況なのです。かといって、

我々市民がボランティアでやるのは大変です。ですから、それを今回の整備計画の策定に当たって一気に進めるような、そういう文章にして下さいということです。よろしくをお願いします。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 私の説明不足で、少し誤解がございますので、補足させていただきたいと思います。

景観構成要素としましては、河川もございますし、山もあれば、町の建造物もある。色々あると思います。河川はその1つの景観構成要素であるということを前提に、河川の景観づくりを市にやっていただくということではなくて、川の景観づくりというのは当然河川管理者が主体的にやるのですが、それを景観構成要素の1つとして、まちづくり全体として景観をコーディネートするのは市の役目です。そういうところの説明が少し不足しておりましたので、補足させていただきます。

松本委員長 まちづくり全体の中で川がどうかというのは、その地域全体を面的に考える自治体の基本的な仕事であることは間違いないのだが、川をいい川にしていく、よく言うのではないですか、美しい河川風景であるとか、美しい川とか、いい顔をしている川だな。武庫川の河口は、川ではないよ、あんなものはと酷評する専門家も結構いるのですよ。下流というのは潮止堰から下ですが、貧相そのものだということに言っている人もいます。

だから、川が美しい川であるというようにするためには、樹木を切るか切らないかだけの話ではなくて、トータルとしてどんな顔の川を目指していくのかという思想が河川管理者になかったら、川づくりはできないのではないのですか。休憩前の生物環境にかかわる2つの原則を適用することにも相通じるのではないのですかね。具体の河川工事の中でそれをどう実体化していくかということであって、治水の側から見たら、木はない方がいい。そんなことはわかっていますよ。治水の側というのは、水を流すためには邪魔になったり、堤防が掘られるのではということ懸念するから、ない方がいいと言う。だけど、治水の観点からだけ川づくりをするわけではないし、計画をつくるわけではないわけで、治水、利水、環境という環境の中に河川景観が入っているわけですから、トータルとしての哲学がなければいけないということを先程からの各ご意見はおっしゃっているのではないかと思います。そこのところが感じられないから、修文が必要だというような意見になっているかと、私は話を聞いていて思うのですが、違うのですか、田村委員。

田村委員 それで、この委員会の席上で、いつも自治体の人オブザーバーで参加して

いるのですが、一言も意見を言う場がないのですよね。これはいい機会なのです。県の河川行政と周りの町の行政がどうかという。自治体の方は河川分野だろうが、各自治体の景観行政も十分把握されている方が出席されていると思うので、周辺の自治体の方に、せっかく出席されているので、我々が今議論している、提案していることに対して、一言、二言でも意見を欲しいのです。特に宝塚とか西宮とか尼崎、三田もそうですね。神戸は、少し端だからいいとして。ぜひお願いします。

松本委員長 オブザーバーでご出席いただいている流域市の方で、今議論していることに関連して、何かご意見がございますか。今日特に、そういうご発言をいただくという前提で要請していませんが。

土居武庫川企画調整課長 委員長のお話の腰を折って申しわけないですが、田村委員が今言われていることは、今日はそういうつもりで来ていないので、市がどのように考えているかは、また我々の方から聞いて、報告させていただきます。

田村委員 そうではなくて、私たちでも、何も準備なしに来て、思うところを発言したりするわけですよ。準備がないと発言できないというのは、それは基本的におかしいのです。ましてや、まちづくりとか市民の一番重要なところを日ごろから担っている方々ですよ。高い給料をもらって、管理職ですよ。そういう人が一言、二言言えないで、なぜ市民が金を払いますか。いい加減にして下さい。

佐々木委員 もしそういうように土居課長がしていただけるのであれば、少し聞いていただきたいことがあるのです。流域の各市、それぞれ水辺の景観コントロールというようなことを考えられていると思うのですが、それを牛耳っていくのが県だと思いたしますが、水辺の景観マニュアルみたいなものをつくろうとする気がある流域市はいらっしゃるのか、そういうような観点からも少しお話を聞いていただきたいと思いたします。

松本委員長 時間の節約のために、今特にご発言いただく市の方はいらっしゃいますか。いらっしゃるのを抑えるのではないのですよ。話してもらうことは歓迎なのですが、今県の方からあったように、無理やりに口を開かすつもりはないのですので、ないのでしたら、次回までに県の方で各市に対してヒアリングして下さい。直接話したいというところは、出てきてもらったら結構です。今話している武庫川の流域景観、河川景観に関して、各市がどのようなことを求めているのか、ぜひ市の意見をお聞きして報告をいただくということで、今の話は一旦おきたいと思いたします。

他ございますか。

岡田委員 景観のことについて、色々議論がなされておりますが、私は、主として甲武橋から下流の兩岸の景観問題について、今までだれも一言も言われなかったことを一言言いたいと思います。流域委員会も残り少ないですから、そういうことも皆さんに意識していただきたいのですが、それは歩いてご覧になったらわかるのですが、堤防から兩岸の高水敷、河道は別として、景観の中で最も目立つものは何かというと、それはホームレスです。そのことについては何も議論されておられない。これは何も武庫川企画調整課が責任を持ってやれということではないのです。もちろん各市の公園緑地課とか、各市の行政とかも大いに関係があるのですが、実際に歩いてご覧になったら、阪神間で一番ホームレスが多いのは武庫川流域なのです。色々なNGOの統計とか、そういうことを支援している団体の発表などからでも、これははっきりわかっていることなのです。これをどうしていくかということは、河川整備計画の中で何も触れておられないが、一言ぐらいは触れる必要があると思うのです。全くこれは無視されている問題であると思います。そのことだけを申し添えておきます。

松本委員長 今の発言をストレートに、だから追い出せという話にとらえたら、また違いますね。そういうことではないですね。そういうことで、何か意見がありますか。

志茂武庫川企画調整課総合治水係 先程、岡田委員がホームレスの関係のことがどこにも全然書いていないとおっしゃいましたが、関連するところは、実は維持管理のところを書いてございます。原案の 63 ページ、(2) 不法行為等への指導というところで、治水上著しい支障がある不法行為については、関係部局とも連携しながら不法行為者への指導に努めると、関連するところは一応そこに書いております。

岡田委員 書いてあるということについては、私は見落としていたのですが、連携しながら不法行為者への指導に努めると書いておられますが、これで具体的にどうなるのかということは今後の問題であると思います。

松本県土整備部参事 先程言われたホームレスの問題というのは、現場の阪神南県民局の方も十分に理解しておりまして、過去にも一度対応しようとしたこともあるのです。ただ、これは福祉とセットでやらないといけないので、非常に難しいということで、結局は具体の対応ができなかったという経緯があります。ただ、行政としてその辺の問題は十分に認識しているということだけのご理解下さい。

岡田委員 おっしゃることはよくわかるのですが、そういうように総合政策的に河川問題も取り組んでいただかないと、これは福祉や、これは公園やとか、そういうように言わ

れると、どこまで行っても縦割り行政というものが影響してきて、最終的に十分には機能しないのではないかと思います。もちろんご意見は色々あると思いますが、私はそういうように思っています。

松本県土整備部参事 少し誤解があるようですが、福祉とセットでやろうとしたのです。けど、結局うまくいかなかったということで、土木だけで対応しようとしたのではないです。県民局の中の福祉部門とセットでもって動こうとしたのですが、結果的にできなかったということです。

岡田委員 そうしたら、整備計画の中に、そういうこともあったということでもせめて記述をしていただいた方がいいのではないかと私は思います。

松本委員長 この話はこれ以上突っ込んだ議論というよりも、一遍ここで切らせてもらって、取り扱いは運営委員会で協議します。

あと、環境のところでは、水質、あるいは正常流量、維持流量等のところが残っていますが、ここについてのご意見をいただきます。正常流量について、村岡委員から意見書が出ています。

村岡委員 資料 4 の 9 ページに、正常流量に関しまして私の意見を記述しております。3 つあります。順番に説明します。

1 番目は、区間分割についてであります。区間分割というのは、ご承知のように、武庫川の上流から下流まで正常流量を考えるための区間が設定されております。これに対する意見として、修文の必要はないと思いますが、潮止堰の撤去に伴って、感潮域と区間の設定を見直す必要があると思います。当然見直されると思いますが、こういうことを忘れないようにして欲しいということで書きました。

2 番目、維持流量のところですが、(1)として、動植物の生息地または生育地の状況及び漁業からの必要流量という点について意見があります。これも原案のところでは修文という形は必要ないと思いますが、上に少し書いておきましたが、県の資料として、武庫川水系河川整備基本方針・利水に関する資料に載っているデータを参考にしておりますが、この県資料の中で、代表地点としては生瀬橋です。色々ありますが、その点に限ってまとめましたので、他は問題がないとか、そういう意味ではございませんで、生瀬橋を例として意見を述べます。

対象魚種は、やはり代表的なアユを考えてみましょう。したがって、季節としてもアユの産卵期である 10 月、11 月を考えるということで、県資料の表 5.4 からアユの産卵場所

の流速は 60cm/s と設定されております。そこでの水深は $H = 30\text{cm}$ ということです。さらに、資料の表 5.5 から必要流量は、この地点のアユに関する維持流量として $1.168\text{m}^3/\text{s}$ と求められております。こういうようにデータが与えられているわけですから、これから川幅というのを逆算できます。してみたら、川幅 B は約 6.5m ということになりますが、これはあくまでも長方形断面として計算した場合になります。

そこに図が出ておりますが、上の図に当たるわけです。今の資料から求めた川幅 B は 6.5m だ。しかし、現実の河川はこんな形をしておりませんで、下のようなイメージ図ですが、こういう形になっているだろう。そうすると、現実の河川としては B_0 みたいな形の川幅があるはずだが、これが幾らになっているかというのは、当然わからないということになります。

いずれにしても、 B にしても B_0 にしても与えないと流量は出てこないですね。どうように与えられたかというのが全く記述がないわけです。県の人にお聞きしたところでは、色々専門の方々が集まって、ここはこうだというように決められたということでしょうが、我々としては、それがアユの生息地として適正な水理条件であるということを知りやすい記述でもって知りたいわけですが、そういう点の記述が欠如しているということで、その辺のことを考えていただきたい。繰り返しますが、原案への修文は求めておりません。

3 番目、維持流量の適正化について、こここのところは修文を求めたいと思います。原案の 54 ページ、正常流量の確保として、(1) 流水利用の適正化、(2) 適正な水利用ということが載っております。私の意見は、この後に (3) をつけ加えて欲しいということで、(3) 維持流量の適正化と赤で書いてありますが、動植物の生活環境、景観、流水の清潔の保持にかかわる数値的検討を深め、その次はワープロミスになっておりまして、適正な維持流量に訂正していただきたいと思いますが、適正な維持流量の確保に努めるという文章、項目を入れて欲しいわけです。

その理由は、県がつくっておられる原案の (1) ではまさしく慣行水利権のことが書いてあります。(2) では渇水リスクのことが書かれております。この 2 つは、私も当然書くべきだと思いますし、こういう内容で結構かと思いますが、ご承知のように、正常流量というのは、利水にかかわる流量と維持流量とを相互勘案して決められるということで、生瀬橋にかかわらず、他の設定地点でも正常流量の中で維持流量が占める割合、あるいはその重要性は非常に大きいと思います。それが書かれていないというのはおかしいことで、

これまで我々も色々と意見を述べてきましたし、そういう意見が聞かれるところでもあります。したがって、(3)維持流量の適正化、動植物云々というところの文章を加えて欲しいというのが私の意見です。

松本委員長 この問題に関しては、修文対応の資料の中にもたくさんの意見がまだ残っていますが、他の方。

佐々木委員 修文のところが一番たくさん意見を出していたのは私で、ほとんど私の意見なのですが、村岡委員の3番目の項目というものを設けていただけなのであれば、私の修文意見として出していたものはほとんど消えるのです。そういうような意味で、簡潔に1行ぐらいの形で書いていただいているので、これをつけ加えていただければいいのではないかと思います。

岡田委員 先程の村岡委員の2番の維持流量の問題についてのご意見の中に、Bは、本来、初期条件として決められるものであると書かれておりますが、これは少し注目していただかないといけないと思います。

例えば、原案の43ページ、図4.1.5で河道の幅が書いてございますが、下のは河床を掘削する例ですから適応しませんが、この幅が大体70mとか80mとか、それぐらいになっているのです。それに対して、計算された、本来初期条件であるべきものを最後に入れますと6.5mにしかなっていない。これは、本来川幅が50mとか60mとかあれば、その1/10に近いぐらいの数値でありますから、もしこれを普通の川幅に当てはめましたら、その上の産卵場所の流速とか水深とかいうのは、大体平方根でやっても1/3ぐらいになりますから、20cm/sとか水深10cmとか、そういうことになりますから、維持流量としては全く該当しないようなことになるわけです。ですから、その辺のことについては、もう少し検討していただきたいと思います。

私も、第60回の資料4-1の37ページで正常流量のことについては申し上げておりますが、県の対応は、私にとっては非常に誤解があったと思います。こういうことを今申し上げますと、非常に長くなりますから、それに対して別に説明していただかなくても結構ですが、また次回の運営委員会か何かのときに色々話をしたいと思います。

松本委員長 正常流量に関しては、奥西委員からも修文のところでも幾つか出ていますが、いいのですか。

奥西委員 今、自分自身の意見がまだまとまっていない状態ですので、修文の段階で意見を申し上げたいと思います。

松本委員長 修文意見として出されて求められています、県の方がそれに対応する際には、その意見の内容について熟知した上でなければ対応のしようがないだろうと思うので、今日の資料 3 - 2 でしたら、32 ページ、33 ページのあたりはいいのですか。

奥西委員 私自身ははっきりしないところについて、県並びに関係委員からお教えいただくとありがたいのですが、河川管理者として河川流量を完全にコントロールすることは元々できないと思うのです。コントロールできる部分というのは、利水ダムと、利水を含んだ多目的ダムの運用という形でしかコントロールできないと思うのですが、武庫川で正常流量を維持するためにどういうコントロールが可能か。可能でないことを整備計画で求めても実際的でないという気がする、漠然とし過ぎる質問ですが、その辺の考え方を教えていただくとありがたいです。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 正常流量の確保に向けては、原案の 54 ページに記載の内容に取り組んでいくことが、正常流量の確保の上では大事なことでと考えております。

今委員がおっしゃったのは、既存のダムの流量を活用して正常流量を確保するというようなご意見かと思うのですが、基本的に正常流量は必要最低限の流量ということで、渇水時にも確保する流量でございます。渇水時になりますと、例えば利水ダムも貯水位が下がっているようなことが想定されますので、現状で既存ダムから補給して正常流量を確保することは少し難しいのかなと考えております。

ただ、正常流量につきましては、生瀬地点におきまして過去 10 年間の渇水流量が 1.43 m³ / s ということですので、正常流量として定めようとしております 1.5m³ / s はおおむね満足していることから、原案記載の内容に取り組んでいくことがまず第一と考えております。

村岡委員 勝野総合治水係長が言われたことは、前から何回も聞いている同じ答えなのです。それはそれで理解しています、私も勉強しましたし。

ただ、正常流量の考え方の悪い点は再検討するという、慣行水利権とか、そういったものはまた検討しましょうということになっていますから、それはそれで非常にいいことだと私は思っているわけです。それから、渇水時の対策、どう対応するかということも、やっぱり水源が要るということで問題だなと思っています。

それに加えて、維持流量の見方も、先程、私が言ったような点も含めてもう少し精度を上げた、住民が納得できるような値を検討してもらいたいと思っています。先程、

景観の話も出ましたが、維持流量の中には、その部分の河川の景観としてどれぐらいの川幅があればいいかというようなことが前提になって決まるのですが、そういった点も専門家がやりましたからということではなくて、その住民が本当にその川幅で景観として十分かどうかということもあわせて検討していただいて、それで納得できるような維持流量であれば、それをもって正常流量の値が決まっていく。

確かに、その水源をどこからとるかというのは大問題だと思います。青野ダムの不特定容量というのがありますが、それでもって正常流量が今まで考えられてきた値よりも大きくなるならば、当然河川管理者としても大きな問題だし、我々も大きな関心を持つわけです。それをどこからとるのだということもありますので、とにかく正常流量というものをもう少し確かな値として再検討して欲しいというのが私の願いなのです。だから、今までの答えを繰り返されて、それで動きませんということでは大変情けないという気持ちがいたします。

浅見委員 少しだけ補足説明させて下さい。川幅が現実には 60m から 100m ぐらいあるので、浅くなってしまうのではないかという意見についての補足説明で、流量をふやすことについてというわけではないです。まずそれだけお断りしておきます。

確かに、一様に広げてしまいますと浅くなってしまう。それはアユだけではなくて、他の魚類とか水生動物にとっても影響があるというので、2原則の方では、原案の 59 ページ、60 ページにみお筋とわざわざ書いております。これは単に川が蛇行すればいいというだけではなくて、どうしても流量の少ない時期が出てきてしまうので、そのときにもそれなりに魚がきちんと連続性を持って移動できるようにということで、深い部分と浅い部分をしっかりとつけておくことで、流量の少ないときにも対応しようという意味合いも含めてのみお筋です。

ですので、70m ほどに広がる下流の区間におきましても、2原則の検討の方では、流量が少なくなったときにも逃げ込める場所、避難場所をつくる意味においても、ちょっとしたたまりとか、あるいはみお筋を設定するようにという形で指導していくように進めております。

畑委員 維持流量と関連しまして、以前お尋ねしておりましたことなのですが、掘削区間については河川水位がかなり低下するので、周辺の地下水から補給されるということで、渇水期においてもかなり流量がふえるのではないかと考えたりしておりましたが、そういう点で水位低下の影響がどの程度なのか。この図面を見ましても、実際どれぐらい低下す

るのかわかりませんが、低下量に応じて、周辺地下水位との関連で補給されるといいますか、周辺から排出されてくる流量についてはすぐに計算できることかと思えます。そのあたり、一度推測計算をやっていただけませんかということをつかの会議で申し上げたことがありましたが、そのあたりの影響は余り考えなくてもいいのか。むしろそれより上流の問題が大事なのかもしれません、先程もお話がありましたように、掘削区間の維持流量の問題も相当重要なことであるというのであれば、その点の見解を河川部からお聞きできればありがたいなと思っています。よろしくお願いします。

田村委員 浅見委員が補足説明された話ですが、みお筋をつくるのだという、これが 59 ページの上流部の話で出てきていますね。だから、少し誤解されているところもあるのだと思います。

ですから、57 ページの武庫川下流部築堤区間のところで、対策 3 として、みお筋をどういうようにつくらなくてはということとあわせて、下流部の 5 km 区間だけではなくて、生瀬から下流について、今回の整備計画の工事範囲でない場所でもみお筋の創出に努力するという文章を入れてもらえれば、もっと明確になるのではないかなと思います。

浅見委員 ご意見もっともだと思います。

ただ、誤解ではなくて、先程課題、配慮すべき空間という地図を色々スクリーンで映していただきました。その中に流れの分断ということで、下流部を赤い円でくくっていたと思います。そこは渇水の時期に流れが分断されてしまうというのが、例えば 2 つの原則検討会座長の三橋さんなどのすごく心配の一つにもなっているわけで、そこでみお筋を片方に寄せるなり、あるいはちょっとしたたまりにして、生き延びれる場所をつくりたいというのが、2 原則としては悲願となっております。

松本委員長 今のは、下流部のところにもみお筋等の対策をきちんと記載すべきではないかと、こういうことですね。

杉浦武庫川企画調整課副課長 河床掘削の方法はまだ決まったものではないので、注意事項が確認できれば、必要な対策であれば記載していけばいいと思います。

あとは、先程畑委員からご質問がございました平常時の維持流量の水位がどれぐらいになるかということですが、河床掘削しますので、水面、その分は当然下がりますが、水深としては、同じ断面を掘っていれば、基本的に上から来る水の量は変わらないので変化はない。

ただ、河床が下がるので、横から今まで河川水が外に逃げていた、地下水で外に逃げて

いた分が逆に外から内に入ってくるという影響の計算をしていないので、その量がいくらにふえるかということは少しわからないのでございます。

畑委員 それを推定しておかれた方が、今問題になっている維持流量の確保ということと大いに関連してきますので、簡単な計算だと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

松本委員長 では、正常流量については、維持流量の適正化の項目を追加すべきではないかという意見を中心に、幾つか出された具体の修文意見もありましたが、そのあたりを踏まえて対応をお願いします。

あと、環境のところでは水質が残っていますが、水質の問題についてご発言ございますか。

奥西委員 これも質問しかできないのですが、今、武庫川では、A 類型、B 類型、C 類型の区間があると整備計画書の前半のところで書いてありますが、特に C 類型のところについてどう考えたらいいかという迷いがあるわけです。一般論として、A がよくて C が悪いとは必ずしも言い切れないのですが、武庫川らしさということを考えたときに、下流域の C 類型ですね。整備計画に書いてある今年か知識がないのですが、B 類型までは水道の原水として使えるということは、C 類型だと使えないということかなと思ってのことですが、C 類型というのは武庫川下流域の水質として理想的な水質だとみなしてよいのかどうか、お考えを聞かせて欲しいのです。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 類型につきましては、基本的に下流部の C 類型になっている範囲については水道等の取水がないので C にしている。逆に、その類型が C だから悪いとか、B や A だったらいいということではありません。現状の水質としましては、下流部でも A 類型に匹敵する水質になっておりますので、そういう意味では類型にこだわる必要はないのかなと思います。

佐々木委員 修文の意見のところにも書いているのですが、原案の 30 ページの水質のところの下の方に、神戸市の羽束川、波豆川の水質の保全等のことが書かれています。ここは現状と課題を書くところですので、羽束川等を出してくるのであれば、千叡の水質問題のことは挙げておく必要があるのではないかと思います。

それと、これは運営委員会でもいいのですが、ここのページのもう少し上のところで、白い泡のことだけ異常に詳しく書かれていて、他のところとバランスが少し違うなという印象を持ってしまったので、これは別ですが指摘しておきます。

あと、武庫川峡谷での自然浄化をするということで、これは別にどこに書いているというわけではないのですが、修正案の意見のところでは修正はしていないのですが、どこかで修正する、しないは別にしまして、正常流量にもかかわるのですが、ダイナミックな流れのもとに自然浄化機能が作用するといった水質の改善的な部分もあっていいのではないかとということで、修正の意見のところに挙げています。また運営委員会のときに話ししたいと思います。

松本委員長 今のは 30 ページ、31 ページあたりに入っていますが、関連して何かございますか。

村岡委員 意見書として持ってきておりませんが、今の議論を聞いて、水質といえば環境基準ということで論議されております。それはそれで間違いはないと思うので、環境基準の BOD でいっても、1 年間の観測の 75% で評価する。ところが、今の武庫川の状況はどうなのですかと聞きましたら、勝野総合治水係長が先程言っておられたように、環境基準を満足しているから問題ございません。それを言われるのが僕としては一番つらくて、確かにその通りだ、問題ございません。でも、ここの原案にも書かれておりましたが、よりよい水質をねらってという言葉がある以上、そこに対する努力をどこかで見せてもらわないことにはいけないだろうという点が 1 点です。

もう 1 つ、水質の問題では、今の環境基準として見た水質と、維持流量、正常な水質を保つのに必要な流量という意味での水質がありまして、これも調べてみたらわかりますが、大湧水になったら、環境基準が B 類型で 3 ppm だったかな、そのときはその 3 ppm の 2 倍の 6 ppm まで許されるという規定になっているのです。C 類型のところは 5 ppm ですから、10ppm までは許される。許されるという言い方が正しいかどうかは知りませんが、それが手引になっているわけで、これも手引上そうになっているのだから文句を言われる筋合いはありませんと言われると、またつらいところがあるのです。

要するに、実際に一時的であろうとアユがいるようなところで、5 ppm なら何とかする。5 ppm よりも低いですが、それが湧水になったら 5 ppm 以上になるのです。6 とか 7 とか 8 とか、そういった状態をいつときでも避けて、我々は水の環境、水質を守りたいという気持ちがあるものですから、何もかも手引に載っている、環境基準がこうだという言い方をされずに、はっきり水質の改善はねらいたいということを書いておられる以上、それにこたえるような原案、整備計画の文章をつくって欲しいと思います。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 村岡委員のおっしゃる通り、我々、定量的に物を

決めて原案に書き込むという中では、例えば正常流量検討の手引きとか環境基準とか、そういうものを一つの指標として、もしくはルールとして、今回原案をつくっている。やり方としては、それがオーソライズされたものですので、それにのっとっているということです。

そうしたら、それ以上を求めないかといいますと、正常流量につきましても、あくまで最低限確保する流量として定めているだけですので、それを満足したらいいということではなくて、それよりも豊かな水量にしていきたいということは思っておりますし、水質も同じように、よりよい水質にということは思っておりますので、このことは誤解があるといけないので補足させていただきます。

村岡委員 具体的に言いますと、正常な水質を保持するための正常流量、維持流量というのは、危機的な状態になったらどうするかということまで考えておいて欲しいです。補給しないと生物がやられますから、湯水流量を満足しておりますだけでは、やっぱり生物がかわいそうだなと僕は思うわけです。書き方は、あなたが言われたように、ドキュメントとしてはいいのです。だけど、中で何とかやろうという姿勢を見せてもらうように、説明文書とかでカバーして欲しいということです。

松本委員長 環境のところの論点としては、具体の修文提案という形で、ほとんどの項目で出ました。生物環境に係る 2 つの原則、あるいは水循環、あるいは魚、アユ、水質、正常流量、景観というような形で出ましたので、これで環境の問題についての論点審議は一旦終了し、出ました修文の提案等についてはご検討いただくということで終わりたいと思います。

時間が 5 時 10 分に近づいてきていまして、今日推進体制のところに入る予定にしていたのですが、推進体制に関して、推進体制全般にかかわることと、フォローアップ委員会、流域連携と、大きくくくればこの 3 つの論点がありますが、時間が中途半端になりそうなので、一括して持ち越すということにしたいと思いますが、いかがですか。

では、そのようにさせていただきます。それ以降のものも一括して次回に持ち越すということで、本日の論点審議は一旦ここで……。

土居武庫川企画調整課長 時間の関係もあるので、持ち越しというのはやむないと思うのですが、色々意見書とか意見も出ていますので、我々の方としての回答を考える上でも、その辺だけでも今日やっていただければありがたいかなと思っております。

松本委員長 ということは、推進体制の……。

土居武庫川企画調整課長 今日3つ論点があるとおっしゃっていましたが、3つともまとめて、色々委員のご意見を聞かせていただければ、次回の回答のときもスムーズな回答ができると思いますし、また修文のご提案もあるようですので、修文のときの議論にもつながるかなと思うのです。

松本委員長 推進体制のところは時間がかかるので、県が考えているほど簡単に進むとは私は思っていないのですが、どうしますか。

田村委員 せっかく意見書を忙しい中で私もつくっていますので、意見だけ言わせてもらえますか。その方が県も後で検討しやすいと思いますし、手短かに説明しますので。

松本委員長 では、本日この分野で意見書を出されている田村委員と、それ以外のこれまでに出版している意見書等でぜひ今日前出しで伝えておきたいということがあれば、突っ込んだ議論は今日で全部終了できないと思いますので持ち越しますが、前出しの部分でご発言をいただきます。

田村委員 それでは、まず流域連携について修文案をご説明します。

第1点は、修正理由等には書いていませんが、まず基本方針の中での流域連携でどう書いていたかということと、今回の整備計画の原案では、流域連携等については少しトーンが落ちているのです。

具体的に指摘しますと、基本方針の12ページ、の流域連携のところ、前段はいいのですが、多様な主体が取り組む川づくりについて流域関係市との連携を図りながら、必要な支援策を講じると言い切っているのです。ところが、今回の整備計画では、助成金等の支援措置に関する情報の提供、活動主体の情報発信や相互の情報共有、川づくりに参画する場の提供などの支援について云々かんぬん連携して取り組む。これは、基本的には県としては何もしないという話ですよね。これでいいのでしょうかというのが私の意見です。

詳細は、今回の資料4の4ページを見ていただいたらいいのですが、2月の当初に、6ページにありますように、武庫川の課題、概略図というのを提示しています。これは、総合治水だけではなくて、川づくり、まちづくり、あるいは環境づくりとか、色々な課題を見やすく紹介したものなのですが、現状、マクロな視点に立って、どんな課題があるのかというのをきちっと市民にわかりやすく提示した上で、それをどのように役割分担すべきか、あるいは流域市民のかかわれるところはどこなのかというのを整理して、その中で流域連携、その仕組み、県としてここまではできるけど、これはできないとか、そういう話をしないと、何を言っているかよくわからないというのが2つ目の指摘です。そ

の辺を十分に把握されて、できれば我々みたいにぼうっとした市民にもわかりやすい川づくりの課題を教えてください。どうしたら私どもが参加できるのかというのを提示していただければ、これからの流域連携なりもどんどん進んでいくのではないかと思います。

次はフォローアップの話です。これも 5 ページに修正案を書いておりますが、このフォローアップももう一つよくわからないのです。第 60 回流域委員会の資料 4 - 1 の 31 ページから 41 ページで県の回答がされたりしているのですが、原案は、例えば大きく整備計画を変更するような事態が生じたら新たな流域委員会を設置して検討しますとか、それ以外はフォローアップ委員会でその都度協議調整しますとかいうこと、あるいはフォローアップ委員会に意見を報告するだけというような消極的な書き方だったと思います。そうではなくて、もう少し明確なやりとりができるような委員会にしないと、やる意味がないのではないかと思いますので、その辺を補強していただきたい。

それから、先程言いましたように、武庫川の課題というのは、この 20 年間だけでもしなければいけないことがたくさんあります。優先順位もあるでしょうが、総合治水の推進計画の中でやれる部分と、私たちが今言っていますような景観の話だとか環境だとか、あるいは周りのまちとの関係で、よりよい地域づくりをするとか、あるいは今日も出ましたように、県の河川行政と周りの自治体の行政とのそごがないような連携とか、そんなことも含めて、例えば武庫川流域総合川・まちづくり連携協議会のようなものをつくって、あるいはここでつくといい切れないうえにしても、そういうものを前向きに検討します、その中で色々な課題については今後皆さん方と鋭意やっていきたいと思いますというような意気込みを記述して欲しいというのが意見です。詳しくはこの資料等を見て下さい。

土谷委員 原案の 65 ページのフォローアップのところ、本計画実施の各段階において「参画と協働」のもとで整備を進めていくと書いてあるのですが、51 ページの流域対策の 2 行目のところで、具体的にどこの学校、公園の流域対策をするとかいうのは、まず武庫川流域総合治水推進協議会で決める。そこは、県と市の行政の人たちだけで非公開で話し合って計画ができて、計画ができてからフォローアップ委員会に報告をするというように前に聞いているのですが、これでは計画の段階で市民が参加しているとは言えないと思うのです。ここの公園をやって欲しいとかいう地域の人の提案とかも取り入れていこうと思ったら、この武庫川流域総合治水推進協議会を公開にして、傍聴人が意見を言ったり、市民が意見書を出したりして、計画をつくる段階から参加できるような仕組みにしてもらいたいということで、修正案としては、この推進協議会を公開にし、市民の意見を

聞きながら計画を立てるといような言葉を入れて欲しいと思います。

奥西委員 私は、間接的にフォローアップと流域連携のことを修文案に書いているのですが、その主なものは、既に整備計画として決まったことをいかに実現していくかということの他に、実現できなかったこと、特に流域対策として、例えば水田貯留をするのだったら農家の人の協力が無いといけないとか、そういうところをどういう具合に解決していくのかを含めて、流域委員会とフォローアップをやっていくべきだと考えて修文案をつくっているのです。先程の土谷委員の意見にも多少関連すると思うのですが、やはり住民の参画と協働の精神でやらないといけないと思っているのですが、私がフォローアップの定義を正しく理解していないというところもあるかもしれませんので、フォローアップで何をするのか。何とかサイクル、プラン、ドゥー、チェックという言葉があったと思いますが、そういうサイクルで具体的に何をするのかについて県の方から教えていただければありがたいです。

野村武庫川企画調整課副課長 奥西委員から、フォローアップ委員会で何をするのかというご質問がございました。これにつきましては、56回、57回の流域委員会の際にご説明を差し上げましたが、フォローアップ委員会では、河川整備計画で記載しております河川整備の実施に関する事項、こちらの方で具体的に事業を実施していく形になるわけですが、その実施の状況をご報告いたしまして、実施の状況を明らかにして、透明性を高めていく。それから、その実施した状況についてご報告して、それを情報発信していくことによって、住民の方にも情報を共有していただいて、武庫川の河川整備についてのご理解、ご協力をいただけるようにしていきたいと考えております。それにあわせまして、委員から河川整備を着実に進めるための観点からのご意見をいただいて、それを適切にその後のものに反映できるものは反映していくということで考えております。

長峯委員 1つだけ確認させていただきたいのですが、第64回流域委員会の資料4-3、7月12日時点修正案の最後の65ページの3、モニタリングのところ、赤字で幾つか修正があります。その後ろに、4、河川整備計画のフォローアップという節か項があったと思うのですが、それが入っていないというのは、そこで消えてしまったということでしょうか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 出していますのは、修正したところだけをピックアップして印刷しておりまして、修正が入っていないところは印刷をしていないということなのです。今までそういう資料を皆さんにお送りしていると思います。

長峯委員 前の一番最初の原案の 65 ページの 4 のところは、現時点ではそのまま丸々残っているということでしょうか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 現在残っております。それで、色々修文のご意見をいただいておりますので、どう修文したらいいかということについて今検討しております。奥西委員からのご質問がございましたが、P D C A サイクルの関係で長峯委員からのご質問がございまして、それとフォローアップ委員会の関係のところは、私どもも何回も資料は出しているのですが、どうもしっくりしないところもあるということですので、今その修文を検討しているところでございます。

松本委員長 今、フォローアップ委員会の説明で、実施状況を報告して情報を共有して理解と協力を求める場だという説明がありましたが、何となくそこがスタンスが違うのですね。減災の検討会の際の資料が 14 ページにカラーで添付されていますが、この表をつくるプロセスでも、フォローアップ委員会だったり、あるいは個別の実施をしていく上で、工事実施区間における住民との参画や協働をどうしていくのかとか、あるいは全体的な計画の見直しについてどういう連携をしていくのかとか、あるいは治水工事だけにかかわらず川づくり全体についての流域連携をどうしていくのかとか、さまざまな議論をあの場でも随分やったように思うのですが、そうした部分が原案の中にはほとんど反映されていないというところかと思うのです。極めて簡単に済まされている。だから、推進体制のところは簡単だろうというような認識が県の方にはおありかもわからないのですが、そのずれが一貫してあるわけで、今何人かの委員が指摘されたことをベースにもう少し具体の議論をしなければ、簡単に修文案を出して、はいそうですかというわけにいかないかもわからない。

そういう意味で、論点の審議として、推進体制という形でどうするのか、あるいはフォローアップをどうするのか、連携をどうするのかというところについて個々の記載が必要である、なぜ必要なのかという議論が必要だろうということで、私は今日残った短い時間で済ませるわけにはいかないだろうという判断をしたのです。基本的にはそこで大きな認識のずれがあるような気がしていますので、この審議をどうするかということも運営委員会で詰めた上で、次回それなりの態勢を整えて審議を続けたい。そういうような取り扱いをしたいと思いますが、いかがですか。今日の段階で、これだけはもう少し言いたいという部分があれば、お聞きしたいと思います。

中川委員 時間が詰まっているところで恐縮なのですが、2 月に出した意見でございま

すので、今委員長が整理されたあたりとも恐らく非常に関係してくるなと自分では思っておりますので、申し上げたいと思います。

2月に出しておりますので、第60回の資料4-1の39ページのところで、一旦県の方からご回答いただいております。このときに書いた意見を重複して長々としゃべるのが嫌だったので、スライド1枚にまとめております。

ポイントを申し上げますと、まずフォローアップという整備計画をプランした後に、そもそも推進していくに当たってどのような機能が求められているのかということをもっと最初に整理していただきたいということなのです。何か器をつくったら何か物事が進んでいくだろうとはまさか思っていらっしゃらないと思います。私なりに、この意見書の中でも書いたのですが、今日はもう少しはっきりわかるように整理してきました。私は、フォローアップというステージにおいて果たさなければいけない役割、つまりそれは機能であり、同時にそれは目的でもあるのですが、大きくこの3つの箱があるだろうというように整理しております。

一番上の箱は、意見書の中では私、監査委員会という非常に強い表現をしたのですが、その意図は、ここに書きましたように、事業の外部評価が要るだろうという機能です。もう1つは、実施していくに当たって、これは環境のことも含めてなのですが、恐らく多くの課題が出てくるだろうというのは容易に想像されるわけですが、それに対して、県の中で解決できないということは容易に想像されるわけで、それは直ちに進捗に影響してくるわけですが。そのときに、外部からの解決策、つまり知恵を、県から見たら提供していただける、こちらから見たら提供するという機能が、まずもって非常に大きく必要だろうと見ています。これは、実は外部評価とセットです。次は意見交換で、これは累々出ていますので、言う必要はないと思います。そして説明責任です。これも、私も何回も申し上げています。フォローアップという計画を立てた後の推進というレベルにおいて求められる機能は、大きくこの3つは最低限要るだろう。

そうしますと、その機能を果たすためにどのような場を設定し、そしてその目的を果たすためにどのような方々にお集まりいただいて、どのような体制をとるのが効果的なのかというように話は進んでいくはずなのです。それで、どこでどのようにというのをそれぞれ対で、これも意見書に書いてあることにもう少し言葉を足しただけなのですが、外部評価で、評価と同時に、外部からの解決の知恵をいただく。それこそがまさに私はフォローアップ委員会に求められる機能であり、それをフォローアップ委員会で果たしていくとい

うことになるのだろうと思います。

非常に心配しておりますのは、環境の 2 原則というのは全国で初めての取り組みですので、たくさんの課題が出てくる。このフォローアップの中で吸収し切れるのかどうかというのが私自身非常に不安に思うところでもあります。今回の原案をつくるに当たっては、2 原則の検討委員会のサポートというのは物凄く大きかったわけで、その体制を維持していかなければ、実際問題としてできないのではないのかなという気もしておりますので、一応ここでは分けております。フォローアップの中に含めることはできるのかもしれませんが。

では、もう少しこのフォローアップ委員会にどのようなことが期待されるのかということと言葉を足しますと、結局、今言いました 2 つの機能を果たそうとしますと、課題を共有して、課題の解決策を提示できる人材がこのフォローアップの委員会に必要になります。私が申し上げている意見書でも書いた評価というのは、ただ単にだめ出しをするということではございません。課題がいっぱい出てくるわけですから、現実的で実行可能な解決策を提示するということが本来評価とはセットであるべきなのです。そうすると、人材というのが極めて重要なファクターになってきます。そのような意味で、どれだけ優秀な人材に今後武庫川にかかわっていただけるか、それは人材発掘も含めて非常に重要になってくるのだろうと思っています。

意見交換、アカウントビリティーのところにつきましては、下流域の主に河川敷の利用の適正化に絡むことで、これは別の項目で提案も出しておりますが、具体的に言うと、今日も色々お話がございましたが、適正化していく場が必要なのだろう。アカウントビリティー、説明責任については、あらゆる場でやっていっていただかないといけないということです。当然ウェブということもあろうし、意見書の中で書き切れなかったので言葉を足しているのですが、推進計画、整備計画の進捗状況の年次報告はぜひウェブベースで載せていっていただきたい。鶴見川の方でもそのような形で出していただいている、非常にわかりやすいのです。ですので、気付いた方、関心のある方がアクセスしようと思えばいつでもフリーにアクセスできるという状況を常につくっておくというのが説明責任の第一歩だと思っています。

というようなことを 2 月に意見書の中で書かせていただいておりますが、少し説明を補足した方がよいのかと思って、あえて足させていただきました。そのような趣旨ですので、よろしくご検討下さい。

松本委員長 そういうような問題をどう計画の中に体现させるのかということなので、そう簡単な話ではなかったかと理解をしています。ということをお預けして、本日の論点審議は一旦ここで終わりたいと思います。長時間、どうもありがとうございました。

あと、住民からのご意見を今日の資料の最後に添付しております。千叡ダム活用に関するご意見ですが、当初にご報告した通り、これは論点審議の課題として残っている分、そのときの念頭に置いておきたいと思います。

長時間お待たせしましたが、傍聴者の方からのご意見を、短時間ではありますが、いただきます。

細川 尼崎市の細川です。

今日の流域連携についてですが、これから 20 年間の河川整備において、もし県がダムによらない治水を実現していこうとするのであれば、流域連携という項目は非常に重要です。ですが、それに対して委員の意見が余りにも少ない。これは私は今日非常に不安に感じました。なぜ流域連携が大切か。もしもダムに頼らず治水をやっていくのであれば、当然あふれることを前提にする必要があります。あふれることを前提にするのであれば、流域住民の理解は不可欠です。余りにも委員の不勉強ではないかと思いました。

ありがとうございました。

疋島 大阪市の疋島と申します。

先程少し説明があった流域委員会の後の部分ですが、基本計画ができた後、住民の方にもちろん説明会をされると思いますが、ある程度の取りまとめができた時点で、工事箇所に関する住民を含めた説明会が必要なのではないでしょうか。決まったからここでやりますという持っていき方ではなしに、ある程度住民の方に選択肢を持っていただきながら提案する仕方の方が、住民の方は納得なりがしやすいのではないかと思います。

それと、先程土谷委員が言われていた各市と県との調整会議については、非公開であるというのは、僕自身は前からお話ししていたように反対です。せっかく流域委員会が公開でやられているのに、行政同士の調整は非公開というのは、これは矛盾すると思うのです。徹底した公開制度、開くというのが流域委員会のあり方ではないかと思います。

もう 1 つは、国交省がまとめられた今後の治水対策のあり方についての中間取りまとめ、これは委員の皆さんもダウンロードしてお持ちなのではないでしょうか。もしあれでしたら、河川管理者も含めて勉強会みたいなものを流域委員会とは別に持つべきではないかと思います。

それは提案をさせていただきたいと思います。

金山 金山でございます。

8月1日、NHKの深夜放送で、河川問題の報道がありました。これは関西も関東も同じですが、検査は一般の人がしたのですが、東京湾を調査したところ、酸素度が1%、潜って、汚水で視界が1.5m。それで、岸から1m50から沖に出ると、3mのヘドロが詰まっている。これに対して、東京都や色々な機関へなぜこういうようになったかと聞いたら、返答をもらえなかったという放送がありました。これは関西、武庫川も同じ条件です。

魚の遡上問題がありました。今どこの川でも、前にも僕言いましたが、へんてこな川でもアユは上ります。これは正常な条件ではないのです。

今、武庫川の場合、瀬がない。瀬開きがない。淵がない。瀬尻がない。だから育たないのですよ。今ここにアユの写真を載せていますが、私は、何十年アユ釣りをして、全国の3分の1の河川を指導に歩いているのですが、こんなやせたアユは見たことがない。腹に筋が入っている。口がとがっている。これは生活環境に適していないから、育っていないのですよ。それと、遡上するうちに、場所がないから死んでしまうし、武田尾までウが15から20羽上がります。前にも言ったように、ウは1日に3キロから5キロ食べる。こうなると、どんな魚でもみんな捕食されてしまいます。

それと、瀬頭からずっと石群ができて、その石の水の流れによってコケがつくわけですよ。それによって、アユが二石か三石を縄張りにしている。全部縄張りを持って育つのですよ。そして、アユは夜は瀬開きの石の裏で寝るのですよ。武庫川はそういう条件を県が全部工事でつぶしちゃったの。それと、その石群の下にウナギが入って、安静して育つのですが、そういう場所はないのですよ。アユも育たないから。次には、テガニ、こういう遡上の条件が全然ない。瀬頭があって、瀬開きがあって、そこに淵がある。河口にそういうのがあって、秋の9月末から10月にアユが下ってくるのですよ。そして、産卵条件をつくるために全部群れになるのですね。瀬尻に入って、瀬尻も玉石があって、瀬で水の回転で、アユは泡の内で危険から自分の身を隠して産卵するのですよ。そういう条件が全くない。だから、下れば産卵、どこでも産卵ではないのですよ。

だから、こういう条件を全部県が聞き入れ、僕も言いますから、現地を見ながらやらないと、次に来年でも工事をすると思うのですが、前回のように土木工事を持っていく。コンクリで全部仕切る。川底にコンクリのブロックを積む。これは幼稚園が考えても、ばかに見えるのですよ。こんなものをなぜ県がするのですか。

僕は、宝塚で今の阪急の下で工事をするとき、石だけは下に詰めないで下さい、ブロックを積まないで下さいと県の人に何回も言っている。聞かない。そして、今は完全に魚の遡上もできない。アユは上ればいいのではないのですよ。育ち、成育しないといけないわけですよ。僕は、毎年指導しながら、年間 4,000 から 5,000 匹のアユを釣ったことがあるのです。今見る写真みたいに、こんなやせたアユの写真は初めて。これが武庫川の現実です。悪く言うのではないですよ。これをもっと、アユがあごが膨れて、腹が少し出て、黄色く光るようにならないと正常な川ではないのです。そういうことですから、今から参考にして下さい。またやります。

松本委員長 今日審議で、推進体制にかかわる流域連携については、実質的には議論がされていない。次回に持ち越すという前提での議論でしたので、流域連携等についても次回改めて議論し直すということを少しお断りしておきます。そういう中で、今のご意見を今後の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

では、最後に議事骨子の確認をして終わりたいと思います。

伊藤 本日の議事骨子を読み上げます。議事骨子はスクリーンでご確認下さい。

第 65 回 武庫川流域委員会議事骨子

1 議事骨子署名人の確認

松本委員長と谷田委員が、議事骨子の署名人となることを確認した。

2 運営委員会の報告

7月28日開催の第106回運営委員会について、松本委員長から協議状況(資料1)の説明があった。

3 河川整備計画(原案)等の修正について

河川整備計画(原案)等の修正に関する資料(資料3-1~3-4)について、県から説明があった。

以下資料名です。

4 河川整備計画(原案)に対する論点について

4.1 第60回~第64回流域委員会における審議結果について

「第60回~第64回流域委員会における審議結果の整理表(案)」(資料2)について、松本委員長から説明があった。

4.2 「環境対策に関すること」について

「武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その6)」(資料4)に基

づき、村岡委員、浅見委員、田村委員から説明があった。

各委員(田村、浅見、中川、佐々木、奥西、池淵、法西、岡田、村岡、土谷、山仲、畑)より意見があった。

4.3 「推進体制に関する事」について

「武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その6)」「資料4」に基づき、田村委員から説明があった。

各委員(土谷、奥西、長峯、中川)より意見があった。

継続審議とする。

5 その他(今後の開催日程)

・第66回流域委員会は、平成22年8月24日(火)13:30から、尼崎市中小企業センターで開催する。

・第67回流域委員会は、平成22年9月2日(木)13:30から、アピアホール(逆瀬川)で開催する。

・第68回流域委員会は、平成22年9月16日(木)13:30から、いたみホールで開催する。

以上でございます。

松本委員長 何かご意見ございますか。

では、これで確定します。

少し時間が延びましたが、これにて第65回委員会を終了します。ありがとうございました。